

衆議院 法務委員会 議 録 第十 六 号

平成十三年六月八日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 保利 耕輔君

理事 奥谷 通君 理事 塩崎 恭久君

理事 田村 憲久君 理事 長勢 甚遠君

理事 佐々木秀典君 理事 野田 佳彦君

理事 漆原 良夫君 理事 西村 眞悟君

理事 荒井 広幸君 理事 太田 誠一君

理事 熊代 昭彦君 理事 左藤 章君

理事 笹川 堯君 理事 鈴木 恒夫君

理事 棚橋 泰文君 理事 谷川 和穂君

理事 松宮 勲君 理事 山本 明彦君

理事 吉野 正芳君 理事 渡辺 喜美君

理事 江崎洋一郎君 理事 枝野 幸男君

理事 小泉 俊明君 理事 中川 正春君

理事 日野 市朗君 理事 平岡 秀夫君

理事 水島 広子君 理事 山内 功君

理事 上田 勇君 理事 藤井 裕久君

理事 木島日出夫君 理事 瀬古由起子君

理事 植田 至紀君 理事 徳田 虎雄君

議員 相沢 英之君

議員 金子 一義君

議員 長勢 甚遠君

議員 根本 匠君

議員 漆原 良夫君

議員 谷口 隆義君

議員 小池百合子君

議員 森山 眞弓君

議員 横内 正明君

法務大臣

法務副大臣

政府参考人

(金融庁証券企画局東京証

券取引所監理官)

政府参考人

(金融庁証券取引等監視委

員会事務局局長)

五味 廣文君

類第三号 法務委員会議録第十六号 平成十三年六月八日

政府参考人
(法務省民事局長)
法務委員会専門員
山崎 潮君
井上 隆久君

委員の異動

六月八日

辞任

水島 広子君

山花 郁夫君

不破 哲三君

同日

辞任

江崎洋一郎君

小泉 俊明君

瀬古由起子君

同日

辞任

中川 正春君

補欠選任

水島 広子君

中川 正春君

不破 哲三君

同日

補欠選任

山花 郁夫君

六月八日

法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員

に関する請願(水島広子君紹介(第二四九四号))

同(平岡秀夫君紹介(第二四九四号))

同(枝野幸男君紹介(第二五一一号))

同(中川智子君紹介(第二四六四号))

同(伊藤英成君紹介(第二四九二号))

同(川田悦子君紹介(第二四九二号))

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

商法等の一部を改正する等の法律案(相沢英之

君外六名提出、衆法第二六号)

商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う
関係法律の整備に関する法律案(相沢英之君外
六名提出、衆法第二七号)

○保利委員長 これより会議を開きます。

相沢英之君外六名提出、商法等の一部を改正す

る等の法律案及び商法等の一部を改正する等の法

律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の

両案を一括して議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお

諮りいたします。

ただいま議題となっております両案審査のため、

来る十二日火曜日、参考人の出席を求め、意

見を聴取することとし、その人選等につきまして

は、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異

議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○保利委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

次に、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として金融

庁証券企画局東京証券取引所監理官三國谷勝範

君、金融庁証券取引等監視委員会事務局局長五味廣

文君及び法務省民事局長山崎潮君の出席を求め、

説明を聴取いたしたいと思存しますが、御異議あり

ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○保利委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○保利委員長 これより質疑に入ります。

質疑の中し出がありますので、順次これを許し

ます。田村憲久君。

○田村委員 自由民主党の田村憲久でございます。

す。商法等の一部を改正する等の法律案及びそれ
に関連しての関係法律の整備に関する法律案に関
して、自民党を代表して質問させていただきます
と思います。

さて、現下の経済状況といいますが、非常に日
本は厳しい状況にございます。そんな中におい

て、世界との競争といいますが、冷戦が崩壊した

後に大競争時代に入っていく中で、日本の経済構

造自体を変えていかなきゃならない、そういうよ

うな必要性に迫られる中で今回の法律案が提案を

されてきた、そのように私は認識をさせていただ

いておるわけでありまして、与党の方でも

証券市場等活性化対策でありますとか、また政府

においてはこのたびの緊急経済対策、こういうも

のが出てまいりまして、この緊急経済対策の一環

として今回の法改正が行われる、このように私は

認識をいたしておるわけでありまして。

まずもって、今回のこの法律、大変重要なもの

であるという認識はあるんですが、一番初めの質

問でございますので、今回の概要をぜひともお聞

かせをいただきますようお願いいたします。

○長勢議員 今回の改正の概要について御説明申

し上げたいと思います。

一つの大きな目的は、自己株式の取得及び保有

についての制限の見直しでございます。

御案内のとおり、現行法体系におきましては、

自己株式の取得は原則として禁止をいたしており

まして、若干緩和してきておりますが、例外的

に、株式消却の場合ですとかあるいはストックオ

プシヨンの場合とか、こういう特定の目的の場合

のみ取得を認めておるということをやつてきてお

りますが、今回の改正におきまして、一定の制限

のもとに、取得目的にかかわらず自己株式の取得

を認めるということにいたしておるわけでござい

ます。

その場合に一定の制限を設けておるわけでございまして、自己株式を取得する場合には、会社は、定時総会の決議をもって、配当可能利益並びに株主総会の決議により減少した資本及び法定準備金の範囲内で、次の株主定時総会の終結のときまでに取得できる株式の種類、総数あるいは取得価額の総額を定め、その範囲で自由に自己株式を取得できる、こういうふうな規制を緩和いたしましたわけでございます。

また、この取得した自己株式も現行法では相当の時期に処分をしなければならぬということになっておるわけでございますが、これも、会社は、取得した自己株式は、期間、数量等の制限なく保有することができるということに改めております。

また、第三に、保有する自己株式の処分についてでございますが、取締役会の決議により売却し、あるいは合併等の際に発行する新株にかえて使用することができるということになっております。ほか、取締役会の決議により売却処分ができるということになっております。

こういう制限の見直しに伴いまして、売却目的による自己株式の取得方法等について商法の特例を定めた、株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律、この法律を廃止することにしたしておるわけでございます。この自己株式の取得、保有制限の見直しが大きな第一点でございます。もう一つ、株式の単位の見直しについての改正を盛り込んでございます。

これは、第一に、株式の大きさに係る規制が現在行われております。つまり、発行価額が五万円を下つてはいけなく、こういう規制があるわけでございますが、これを撤廃いたしまして、会社が自由に株式の大きさを定めることができるということにいたしました。

そしてまた、額面株式の制度というものを廃止をいたしまして、無額面株式に統一をすることといたしております。また、先ほどの規制に伴いまして導入されました単位株制度を廃止をいたしまして、会社が定款によって一定の数の株式を

もつて、単元の株式とする、そういう旨を定めることができる単元株制度を今回新たに創設することといたしております。この単元株制度におきましては、株主は一単元の株式について一個の議決権を有する、こういうことになっております。非常に簡単にございますが、改正の概要について御説明を申し上げます。

○田村委員 株式の大きさの見直し、投資単位を引き下げるという意味で、これは株式市場にとつては参加者がふえる可能性が非常に高いわけでありまして、活性化という意味から見ても影響は大きいであろう、効果は期待できるわけでありまして、一方の金庫株と申しますか、自社株式の取得、保有に関してありますが、これが緊急経済対策として一体どのような効果を果たすのか、なかなかわかりづらいわけでありまして、ぜひともその点に際してお聞かせください。

○長勢議員 経済構造も大きく変わってまいりまして、企業間の国際的な競争も激化をしておる、こういう中にありまして、今、企業の再編が焦眉の課題となつておるわけでございます。そうなりますと、会社の合併ですとかあるいは分割ですとか株式交換といったような、企業の競争力の向上を図るための企業再編というものが大変大事になつてまいりまして、商法におきまして、この数年、これに関連する制度の整備を図つておるわけでございます。

ところが、このような組織再編をするということになりますと、新株を発行しなければならぬということが起きてまいります。新株を発行するということがなると、会社の発行済み株式総数が増加をする、またそのために、株当たりの価値というものが薄まってくるという問題があります。さらに、将来にわたつて、配当コストが増加するといったような問題が起こるということが指摘をされておるところでございます。

こういう問題がありますために、これらのことが企業再編のネックになるとか、あるいは企業の財務政策の機動性、柔軟性をなかなかうまく発揮

できない、こういう問題がございますので、そこで今回、自己株式の取得及び保有を認めることによりまして、組織再編に際して行わなければならない新株発行にかえて、会社の保有する自己株式を割り当てることができる、これによって、こういう問題を防ぎながら会社組織の再編を機動的に進めることができる。これは、これからの経済構造改革を進める上で極めて緊急に必要な施策である、こういう認識でおるわけでございます。よろしく御理解をいただきたいと思ひます。

○田村委員 今、企業は再編をして生き残りをかけておる、代用自己株式を使いながら企業を機動的に再編していこうということでございますが、私も理解をさせていただきます。

ただ、商法の原則として、基本的には自己株式の取得、保有というものを今までは認めてこなかった。例外といたしまして、株式の消却であるとかストックオプション、こういうものに対して許しておつた。これを根本的に今回考え方を要するわけでありますけれども、ある意味では、自分の資本といひますか、そういうものを要するに買収するといひますか、株式を買収するわけでありまして、自分のしつばを食べちゃうみたいなの、そういうおそれもあるわけでありまして、商法において資本の充実、維持というものは大変な原則でございますので、この点、しっかりとやはり経営者の方々も気にかけていただかなきゃならないわけでありまして、

今回の法改正に際しまして、この点をどう担保するのか、どのような手当てがなされておるのか、お聞かせください。

○長勢議員 会社の資本充実、資本維持ということが害されることであつてはならないということ、御説のとおりでございます。

そのために、今回の改正案におきまして、自己株式の取得総額についての規制もきちんとしておるところでございます。すなわち、会社は、自己株式を取得するに当たっては、自己株式の取得価額の総額について定時株主総会の決議を経なけ

ればならないということにするとともに、その総額は配当可能利益などの範囲内でなければならぬということを確認にし、その規制をしておるところでございます。

また、この改正法案では、期末に欠損が生ずるおそれがあるときの自己株式の取得を禁止いたしております。そしてまた、自己株式を取得した場合において期末に欠損が生じる、こういうことが起きた場合には取締役が一定の賠償責任を負わねばならないことになってしまして、自己株式の取得によつて資本の充実、維持の原則が害されないように、十分な配慮をしておるところであります。

○田村委員 わかりました。

この改正の重要性、また今のお話、資本の維持、健全性の担保、こういうものに対して手当てをしていただいておりますことは理解をさせていただいたわけであります。今までは、どちらかといひますと、目的で自己株式の取得、保有といひますと、制限といひますか、例外的にこれを認めておつた。今回は、原則自由ですということ、目的も問われないということになっております。

目的自身、今お話を聞かさせていただきました、緊急経済対策として必要な目的がある、私も十分に理解をさせていただいたわけでありますけれども、同時に、取得した自己株式自体の目的、当初、緊急経済対策でありますから目的を問わないといひながらも、企業にとつてみれば目的があつてこれは取得するわけでありまして、これを問わないということになっておれば、その後、この目的どおりにこれが利用されるかどうかということがわからないわけでありまして、ある意味では株主の利益を害するおそれがあるんじゃないかな、こういうことを思うわけであります。

この点に際しては、どういう御見解をお持ちでございますか。

○長勢議員 今、先ほど御説明いたしましたように、取得を自由化するということが目下の経済対策上非常に重要なことだと思つておりますが、そ

の際、取得の目的を限定してそれに縛るということになりますと、現行の中でもそれに違反する場合の取り扱いだとか、あるいはそれが実行できない場合の取り扱いだとか、いろいろ問題も起こっているわけでございますし、それ以上に、これから企業の財務政策の機動性、柔軟性を高める、また企業経営の選択肢をふやすということも大変大事でございますので、そういう場合に備えて、企業が経営政策として適宜に自己株式が使用できるようにしておくことが大事であろう、このように思っております。

いずれにしても、自己株式が余りにも硬直的な制度となるといふことであります。先ほど申しましたように、目的に照らしても問題なしとしないう、こういうことでございましたので、目的を問わずに自己株式の取得を認めるということにいたしましたわけでございます。

もちろん、今おっしゃったように、それが一部の経営者のために使われるとか、会社の目的に沿わない形で使われることはおもしろくないことは当然でございますし、そのために目的を任意に会社ごとにお決めになることも許されることだと思えますし、また、その場合には、当然その目的に沿った形で運用されるということになるものと思っております。

○田村委員 いずれにいたしましても、現下の日本の経済の状況を見ますと、何としても必要な法改正であるといふことは私も理解をさせていただいておるわけでありまして、これだけ大競争になつてきておると、当然のごとく世界じゅう、特に先進国等々もこの自己株式の保有、取得という問題に関してはそれ相応の法規制等々あると思うんですが、自己株式の取得、保有に関する規制、これに関する海外の状況というのはいかになつておるでしょうか。

○山崎政府参考人 世界の状況について御説明申し上げます。

アメリカでございますが、アメリカは取得目的による規制はございません。自己株式の取得を自

由に認めているということになります。ただ、その後の扱いについて若干分かれるわけでございますが、州法によつていろいろ異なります。当然消却されるものとするという考え方をとっているところと、その後の保有を認めるもの、こういうふうに分かれております。

それからヨーロッパでございますが、EJの關係ではEJ会社法第一指令というのがございまして、これは、取得目的による限定をすることなく、株主総会の授権決議があることを要件として、自己株式を取得して、それを保有することを認める制度を採用することを加盟国に認めているといふことでございます。

これを受けてまして、ドイツにおきましては、原則として自己株式の取得を禁止する旨の規定を設けながらも、株主総会の授権決議に基づく自己株式の取得を認めております。フランスは、株主総会は取締役会に自己株式の取得を授権することができるとの規定を設けておりまして、若干定め方はそれぞればらばらでございますけれども、いろいろな要件を設けながら認めているというのが現状でございます。

○田村委員 わかりました。さて、今回の改正は、単に自己株式の取得規制を緩和するだけではなくて、現行の制度、規制の不合理的な点も見直されておられます。

今までは、取得しました自己株式に関しては、貸借対照表上、資産の部に計上されておつたわけでありまして、今回は資本の控除項目として計上することになつておると思うんですけれども、この点についてどのように思つておられるのか、見解をお聞かせください。

○谷口議員 今おっしゃったように、現在は、貸借対照表上、資産の部に計上されておるわけでございます。

この自己株式の計上方法につきましては、いわゆる計算書類規則、法務省令の株式会社等の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則、これによつて定める事項でござい

まして、改正法案の成立後、法務省において、国際的な会計の動向等を踏まえて検討することになつておるわけでございます。

したがって、今現在それが確定しておるわけではございませんけれども、現在、資産の部に自己株式が計上されておることを改めて、資本の部の控除科目として計上することが妥当だといふように考えております。

○田村委員 私も今までがおかしかったのかというふうな理解しておりますので、非常に不合理な点を今伺直していただいたということのように理解をさせていただきます。

さて、このように金庫株なるものを解禁していくということになつてまいりますと、その会社が自社の株式を購入するわけでありまして、当然のことく、そこで相場場の操縦でありますとか、またインサイダー取引というものが非常に危惧をされてくるわけでありまして、これは大きな問題の点であると思ひます。

もちろん、与党のプロジェクトチームの方でも、この点、いろいろと御検討をされてこれらで、それ相応の手当てをされておられると思うので、それけれども、何といひまして一番市場に不安のあるところでありまして、相場操縦をどのように防止されるように考えておられるのか、ぜひともこの点をお聞かせください。

○谷口議員 おっしゃいますように、現在、自己株式は原則的に禁止されておるわけでございます。これがこの改正法案では原則自由化されるわけでございます。取得、保有、処分が原則的に自由化されるわけで、そういう意味におきまして、今おっしゃいました相場操縦、またインサイダーにつきまして、より一層厳格な適用をやつていかなければならない、こういうふうに考えておるわけでございます。

自社の株式の、つり上げのみではありませんが、つり上げ等をねらつた意図的な株価操作が行われるおそれがあるわけでございますが、証券取引全般を対象にした現行の相場操縦禁止規定がご

ざいですが、今回、これに加えて、特に自己株式の取得また処分の際に相場操縦が行われることを防止するため、自己株式の取得、処分の際に一定の要件を遵守すべき旨を定める規定を新設いたすことになつたわけでございます。遵守すべき要件の具体的内容は、相場操縦とされるおそれの少ない取引態様を類型化したしまして、内閣府令で定めることとなつております。

○田村委員 内閣府令で定めるといふお話でございますけれども、具体的にどのような要件でござい

○谷口議員 内閣府令で定めるわけでございますが、具体的には、現在、アメリカで整備をされておりますセーフ・ハーバー・ルール等を参考にいたしまして、利用する証券会社の数であるとか、買い付けを行う時間であるとか、買い付けを行う価格、買い付けを行う数量等といった要件を定めることにいたしております。

詳細につきましては、海外の法制、相場操縦に関する過去の判例、証券取引審議会の議論等を踏まえて、行政当局において、市場関係者と協議の上、検討していくものと考えております。

○田村委員 大変重要な部分だと思ひますので、ぜひとも注意をいただきたいながら整備をしていただきたい。もちろん内閣府令でありますけれども、ぜひともよろしくお願いしたいと思ひます。

続きまして、先ほど言いましたインサイダー規制、インサイダー取引をどう今回規制していくか、この点も大変重要だと思ひます。

インサイダー、会社関係者が重要な事実を知つたときは、それが公表されるまでは売買は禁ずるわけでありまして、当然のごとく、これも自社でありますから重要な事実を知り得るのは当たり前でありまして、これに関しても証券法をどのような形で改正されて規制を強化されるのか、その点をお聞かせください。

○谷口議員 現行法の状況の中でも、インサイダー取引は摘発をされておる事例がございます。

今、そういう状況の中で、自己株式が自由化されるわけでございますから、より一層そういう事例がふえる可能性が高まってくるわけでございます。そういうこともございまして、今回、証券取引法の改正を行って、インサイダー取引の規制を強化いたすことになっておるわけでございます。

それで、インサイダー取引の発生を防止するために、会社の関係者が所定の重要事実を知った場合には、それが公表された後でなければその会社の株式の売買はしてはならないという旨を規定いたしておるわけでございます。

今回、商法改正により金庫株が解禁され、自己株式の取得が原則的に認められるというに伴って、自己株式の取得に伴うインサイダー取引の発生を防止するために、証券取引法を改正し、今回の商法改正で新たに認められる自己株式の取得を重要事実として追加いたしました。これまで自己株式の処分は重要事実とされてこなかったわけでございますけれども、自己株式の保有の自由化により、今後は自己株式の処分もふえるだろうということもございまして、そこで、この処分の際にインサイダー取引が行われることを防止するため、自己株式の処分も重要事実の対象としたわけでございます。

○田村委員 御追加をいただいたということであります。今インサイダー取引規制それから相場操縦等々お話しただいて、不公正な取引が行われないようにそういう手当てをしておりますというお話があったわけですが、これは、企業側が、自己株式を取得また保有をしておる場合、情報開示をどうするか、当然のごとくこれが一番大きなテーマであろうと思うのです。ディスクロージャーをどうするか。この点をやはりオープンに情報を流していかなければ、株主等々に信頼をいただけないわけでありまして、最も基本の部分であらうと思うのですけれども、今回の取得、保有に關してのディスクロージャー、どのような措置をしていくように考えておられるのか、お尋ねします。

○谷口議員 今、現行法におきましては、自己株式取得の透明性を高め、投資家保護を図るために、自己株式取得の総数、価額総額、取得の進捗状況等について、発行者から自己株券買付状況報告書を提出するようになっておるわけでございます。

今回、金庫株を解禁し、取得目的を問わず、定時総会決議により自己株式取得が行えるようになることを踏まえまして、証券取引法二十四条の六を改正し、現在、自己株式の取得に關する決議ごとに、それぞれ三カ月ごとに報告をさせておるわけでございますが、自己株式取得の定時株主総会決議後次期定時総会まで、一カ月ごとに提出をさせること等所要のディスクロージャーの規定を整備を図っておるわけでございます。

○田村委員 今回この法改正で、とにかく不公正な取引等が行われることをやはり一番防止していかなくならぬわけでありまして、ある意味では、インサイダー取引の規制に關しても、相場操縦に關しても、起り得る事象というもの、これは限定といえますか、自己株式を取得、保有した状況のもとにおいて起り得る可能性というのがあるわけでありまして、対象としては監視しやすいのかな、しっかりとした監視さえすれば不正は見つけられやすいのかなというふうな気もいたすわけでありまして、いずれにいたしましても、これは監督するところがしっかりとそういうような体制を整えていただかなければならないのであらうと思ひます。証券取引等監視委員会に頑張っていたかきやならぬなと思ひわけでありまして、やはり人員の問題というのが非常に不安があります。

日本は、今陣容は大体二百六十数名だというふうにお聞きいたしておりますが、アメリカの場合は三千人を超えておるといふような話もお聞きするわけでありまして、セーフ・ハーバー・ルール等々いろいろのことをアメリカに準じて導入していくというふうなお話もあったわけでありまして、

いずれにいたしましても、アメリカ並みとは言いませんけれども、それに近づいた体制を整えていくというのは、これはこの金庫株だけの話じゃないのですけれども、公正な取引を行う、健全性を担保するためには絶対に重要なことでありまして、この証券取引等監視委員会のこれからの体制、この充実に關してどのように考えておられるのか。これは金庫株に關するをいたしたいと思ひます。

○五味政府参考人 お答えを申し上げます。

今回の法案で、金庫株にかかわりますインサイダー取引あるいは相場操縦の防止等の措置が講ぜられるというふうに承知をしておりますけれども、大切なものは、やはりこうした防止措置が実効性のあるものになるように事後監視をきちんと行うということであろうと考えております。こうした仕事というのは私ども証券取引等監視委員会の任務ということになります。新たなワークロードということになります。

したがって、今お話もありましたような、現在の限られた体制で手いっぱいの仕事をしておる中では、これに適切に対応するためには人員の確保ということが不可欠でございます。おっしゃるとおりでございます。

私も、今後、もちろん金庫株のことだけに限りませんが、関係当局の理解を求めまして、有効な監視活動が行えるような必要な人員確保、人員の拡充ということを求めて、その実現を図ってまいりたいと思ひます。

なおまた、頭数だけそろえばいいというものでございませぬので、これまで蓄積されております監視に關しますノウハウ、情報、こういったものを大いに活用する、あるいは民間から専門家を登用するといったような努力をこれまででもしておりますが、こうした形で監視能力というものを高めていく、あるいは電算システムを導入して情報の分析を行ひまして、事務の効率化というふうなことも図っていく、こうした量、質両面で体制の整備を図っていくと考えてございます。

○田村委員 ありがとうございます。

提案者の先生方に敬意を表しまして、質問を終わらせていただきます。

○保利委員長 次に、上田勇君。

○上田(勇)委員 おはようございます。

三党の提案者の皆様、法案の提出に至るまでの御努力に対しまして、心から敬意を表しますとともに、本日の審議、まことに御苦労さまでございます。

この法案、いわゆる金庫株の解禁という問題が提起されたときには、当初は、一部に株主対策としての面を強調する向きがございました。しかし、自社株の取得、保有をしたとしても、理論的にはその株価が変わるというものでもありませんし、また逆に、それが影響があるとなると、それこそ株主操作というふうなこともなりかねないというところで、当初、私もそういった趣旨については少し疑問に思っていたところでありました。

先ほど提案者の方からも答弁がありましたけれども、この自社株の取得規制の緩和、これは、経済環境が非常に激しい変化の中で企業経営の機動性、柔軟性を高めていくんだという目的であるというところで、私もその趣旨、意味するところは理解するところでございますし、また、その他この法案に含まれております改正点も、いずれも必要なのだとこのように認識をしておりますのでございします。

今、田村委員の方から、自社株の取得、保有のことを中心に質問がございましたので、私の方からは、それ以外の部分を中心に何点か御質問させていただきますというふうに思ひます。よろしくお願ひいたします。

まず、今度の法案では、株式の大きさに關するさまざまな規制が撤廃されているわけでありまして、けれども、どういった規制が撤廃されているのか、その概要及び趣旨について提案者のお答えをお伺ひいたします。

○根本議員 上田議員にお答えをいたします。ただいま、株式の大きさに關してどのような改

正がなされたか、そしてその趣旨の御質問がございました。

株式の大きさにつきましては、従来、株式の発行額の五万円以上の規制等々の規制がございました。この規制があるがために、例えば、資本金が少なくても株価が高いネットベンチャーのような企業、これが株式を分割したくても規制の制限があるから株式の分割ができない、したがって、個人投資家にも買いやすいような価格にもならない、こういう問題も指摘されておりました。

要は、これからの株式市場を考えるに当たって、個人投資家も参入しやすく、それから企業も、本来は企業が市場における株価動向あるいは株主管理コストを勘案して自由に定めるようにすべきではないか。要は、株式市場の活性化対策も含めて、今回、基本的には株式の大きさについては会社が自由に定めることを可能にする、こういう改正を行うというものであります。

改正点は六点ございます。第一点は、会社設立時の制限の撤廃であります。現状、会社の設立に際しては、発行する株式の発行価額が五万円を下ることができない、こういう規制がございますが、これを撤廃いたします。

二点目は、株式分割時の制限の撤廃。株式の分割に際して、額面総額が資本額を超えることができなという制限、これを撤廃いたします。分割後の一株当たりの純資産額が五万円を下ることができないとの規制、これも撤廃いたします。

三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

をもつて一単元の株式とする旨を定めることができる、この場合には、一単元の株式につきまして一個の議決権を有することになったいたします。

六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

〇上田(男)委員 今、答弁の中にもあったのですが、単位株制度を廃止し、新たに単元株制度を導入することによって、株式の流動性が高まって個人投資家が少額でも株式市場に投資しやすくなる、そういう効果が期待できるのではないかと、そう思うのです。ただ、そうすると、せっかくそういう単位株制度を廃止したのに、それとはまた逆の方向の単元株制度を導入するということとはちよつと目的が相矛盾するのではないかと、いうようなことも考えられるのですけれども、その単元株制度導入の趣旨をお伺いしたいというふうに思います。

〇根本議員 議員おっしゃられるように、単位株制度を廃止して、新たに単元株制度を創設することになったいたしました。

そもそも、単位株制度というのは、昭和五十六年、商法改正におきまして、株の大きさの最低限度を五万円とする、こういう規制が設けられました。そのときに、当時は額面五十万の株が多かったもので、それから、額面五万円未満の株式を一株五万円以上と併合するように誘導するために暫定的かつ過渡的な制度として導入されたものが単位株制度でありまして、今単位株制度を採用している企業は、上場企業でも九割ぐらい採用しております。

実は、単元株制度を導入する主な理由であります、一株の株価の小さい会社において、株式併合の費用を要することなく株式併合と同様の効果を実現することができる。要は、今単位株制度を採用している会社、その単位株制度の受け皿という目的が一つであります。

それからもう一つは、使い勝手という点でいえば、一株の株価の高い会社において株価の割付けの状態を解消しようということ、株式の分割を行う際に分割割合の数の株式を、単元とするということによっていわば株式管理費用なども従前と同様にできるという会社にとつての使い勝手もありますので、単位株の制度を、単位株制度の廃止にかえて、単位株制度の受け皿ということも含めて新たに制度を創設することになったいたしました。

〇上田(男)委員 それで、その単元株についてでありますけれども、法案では、一単元の株式の数を千株及び発行済み株式総数の二百分の一以下に制限しておりますけれども、その理由は、どういうものなんでしょうか。

〇根本議員 一単元の株式の数を余りに大きく設定いたしましたすと株主の議決権を不当に奪うことになりまして、改正法案は、一単元の株式の数を制限しよう。具体的には、先生おっしゃられたように、一単元の株式の数は、千、発行済み株式総数の二百分の一に相当する数を超えることができないとしておりますが、この理由は、今現在の単位株採用株式の大部分、これが一単元の株を千以下としておりますので、このような会社が円滑に単元株制度に移行できるようにするために一単元の株の数の最大を千と定めました。

それから、もう一点の発行済み株式総数の二百分の一、これは、現在の最低資本金である一千万円、これを現行法下の最小の株式の大きさである五万円で除した数、これが二百分の一ということでありまして、小さな会社で不当に少ない株式数によって会社を支配することを防止するため、一単元の数の最大の割合としております。

〇上田(男)委員 次に、今度の法案では株式の額面が廃止されております。株式の額面というのはほとんど現状において経済的な意味合いがなく、なっているという意味で、それをすべて無額面にすること、これは、その趣旨はよくわかりますけれども、ただ一方、既に発行されている株式というのは額面のものもございまして、この既に

に発行されている額面株式というのはどのような取り扱いにされるのでしょうか。

〇根本議員 これまで発行されていた額面株式、例えば株券や定款に五十円などの一枚の金額、これが記載されております。今回の改正によりまして、額面株式の制度が廃止される。廃止されることになりまして、これらの記載、これは株券などの効力には何の影響も与えない無意味な記載になります。したがって、改正法施行後におきましては、株券などに額面に関する記載があったとしても、実はその記載は何の意味も持ちませんので、その株券が無効になることはなく、株券を回収するなどの特段の手続も不要になる、こういうことでございます。

〇上田(男)委員 先ほど単元株のことについて何点か質問させていただいたんですけれども、既にある会社が新たに株式を発行する場合に、これは、今既に発行済みの株式との均衡を図るということもありませんし、実務上のさまざまな課題があるので、これまで単位株の制度を採用していた会社においては単位株の必要性というのとはわかんなくもないんですけれども、しかし、新たに設立する会社が株式を発行する場合には、今お話をあつたように、今回いわゆる額面株式制度も廃止されるわけでありまして、会社設立時の株式の発行価額を五万円以上とする規制も廃止されるということになると、新設の会社というのは株式の額面の大きさを自由に設定できるわけでありまして、

そうすると、既存の会社が実務上の問題があるので単位株制度を必要とするというのはわからなくはないんですが、これは、基本的な考え方からいえば、やはりもつと株式の流動性を高める、個人投資家でも買いやすくする、市場を活性化していくという意味では、やはりなるべく小口の取引を優先すべきである、そういうのをもつと後押ししていかなければならないというふうに思うので、そうすると、新設の会社については、単元株制度、これを設ける必要はないんではないかというふうに思うんですけれども、その辺のお考えを

伺いたいと思います。

○根本議員 先ほど申し上げましたように、今、既設の会社で単位株制度を採用している企業は、九割ぐらい単位株制度を採用しております。実は、先生おっしゃられたように、これからは自由に会社が決めるわけですから、これは会社が自由に決めるべきだ、こう思いますが、今単位株制度を採用している会社、例えば三社が合併して一つの持ち株会社をつくる、千株で一位の議決権だったものを一株一議決権ということになりますと、実は株主がどういう状況になるかというと、要は千株が一株になるわけですから、一方では千分の一になって、株価は逆に千倍になる、こういうことが生じまして株主が混乱をする。つまり、そういう従前と同じような状況の方が株主にとってもわかりやすいのではないかと。こういうことで、今単位株制度を採用している企業が合併するあるいは持ち株会社になる、そのときの株主にとつての取り扱いを同じにするようなケースもあるんじゃないかというのが一点であります。

それから、これは、そういうケースがあるの、新たに新設された会社にとつても単位株制度を採用できるようにした方がいいんじゃないかという例であります。もう一つの例としては、例えば設立後早い時期に上場するようなベンチャー企業におきましては、設立当初から多くの上場会社が利用する単位株制度を採用しておいた方が、例えば将来株式の分割をする等々ときに事務費用も軽減できるという効果もあるんじゃないか。その意味では、これから会社を設立する場合に単位株制度を採用できるようにする余地を設けておいた方が、株主あるいは会社双方にとつて利便性が高いんじゃないかという観点から、単位株制度を会社設立当初からも認めようということにいたしました。

○上田(勇)委員 私この問題を質問させていたいたのは、単位株の制度が導入されたときに、ある意味では少数株主に対する企業経営者からの対策というような面もあったので、どうも、企業経営の側から見て都合のいいところは緩和するけれども、そういうような都合の悪いようなところも形を変えて規制を残しておくんじゃないか、そういう危険性もあるんじゃないかということですが、この質問をさせていただいたんですが、今いろいろと御説明をいただいて、その趣旨については理解したところでございます。

次に、この法案のもう一つの大きな点であります法定準備金の減少の問題について伺いをしたいというふうに思います。

この法案では、法定準備金に関して減少手続の整備が行われておりますし、また、利益準備金の積立額を資本準備金の額と合わせて資本の四分の一まで積み立てれば足りるというように改正が含まれていると思います。この改正の趣旨をお伺いしたいというふうに思います。

○谷口議員 おっしゃいますように、今回、この改正法案で法定準備金の減少手続を導入したわけでございます。資本準備金、また利益準備金を含む法定準備金でございますが、この法定準備金は、会社の純資産額が資本の額を下回る事態があった場合に、このようなことを防ぐための機能でこのように法定準備金があるわけでございます。御存じのとおり、一九八〇年代にエクイティファイナンスが頻繁に行われました。当時、時価発行増資が頻繁に行われたわけでございますが、現行商法では、発行価額の二分の一を超えない額を資本準備金とすることができるということになっておるわけで、このようなことで多額の資本準備金が積み上がった状態になっておるわけでございます。

ちなみに、今、平成十二年の三月現在でございますが、上場公開会社全体で、資本金が合計で約五十一兆円、法定準備金が約五十五兆円ということになっております。また、社当たりの法定準備金の平均額が百から二百億、このようになっております。また、主な企業の資本金との状況を見てまいりますと、例えばトヨタ自動車資本金三

千九百七十億円に對しまして資本準備金が四千四百四十億円、ソニーが資本金四千七百二十億円に對しまして資本準備金が六千三百七十三億円ということで、資本金を超える資本準備金が積み上がったおるわけでございます。

また、資本準備金とは別に、配当を行った場合に、配当の十分の一を資本の四分の一に達するまで積み立てを行うという利益準備金があるわけでございますが、このような利益準備金、また資本準備金などの法定準備金は、欠損のてん補であるとか、また資本の組み入れの場合に現行法では取り崩しができないというようになっております。今の資本におきましては、資本の減少手続が整備されておるわけでございますが、申し上げましたように、法定準備金におきましては、そのような減少手続がないというようになっております。また、この法定準備金を、たん資本に組み入れて、その組み入れた段階でまたそれを減資するといったような方法がとれるわけでございますが、これはいわば法定準備金を減少することに実体的になるわけでございますので、法定準備金の減少手続を認めないという理由もないだろうというようになっております。従来この立法上の不備を指摘されておったところもあり、今回、この改正におきまして、資本の減少手続と同様の考え方に基づき、法定準備金の減少手続を設けたわけでございます。

○上田(勇)委員 いわゆる法定準備金が、当初想定されていた適正な水準よりも、それを超えて積み上がったままになっているという現状は今の御説明でわかりました。

そうすると、この改正によって当然法定準備金の額は減少していくことになるというふうに思うんですが、ただ一方で、この法定準備金というものは、債権者保護のために資本を充実させる目的で積み立てられてきているものでありますので、この改正に伴いまして法定準備金が減少して

いくということになると、やはりその債権者の権利が制約を受けることになってくるというふうに思われます。

今、自社株取得の特例法がありまして、それでは、基本的には、速やかに消却する自己株式についての取り崩しが認められているんですけれども、今回、この改正によりまして、この法定準備金で取り崩したもののというのは、いわゆる金庫株の取得のためにも、また、その他自由に使えるようになるわけであります。

また、今回、いわゆる自己株式の取得、保有は配当可能利益の範囲の中に限られているとはいえず、当然準備金の積み立てが減少していくわけでありますので、本当に果たしてそういう債権者保護というのが大丈夫なんだろうか、当初からの資本の充実によって債権者を保護するという目的が損なわれるというように感じるところはないのだろうか、その辺の御見解を伺いたいというふうに思います。

○谷口議員 上田議員おっしゃいますように、債権者保護を十分考えていかなければならないというように思っております。今回、法定準備金、資本準備金と利益準備金を合わせた法定準備金で資本の四分の一まで積み立てればよい、このように変わるわけでございます。また、先ほども申し上げましたように、この積み上げられた法定準備金を取り崩すわけでございますが、この法定準備金の取り崩しにおきましても、取り崩しの順序は問わないということでございます。それから、実体的に資本準備金と法定準備金が、いわば性格が従来の態様と変わってくる、こういうふうになるわけでございます。

それで、御存じのとおり、現在、資本の減少におきましては、株主総会の決議の日から二週間以内に官報により公告をし、会社に判明している債権者、知れたる債権者に対して個別に通知を行い、債権者が異議を申し立てた場合には、会社は弁済しなければならぬというようにあるわけでございますが、この資本の減少の規定を準用いたしまして、法定準備金の減少手続におきま

しても、公告、知れたる債権者に対する通知を行うということによって債権者保護の手続を行うということ、会社債権者の保護は十分図られておるといふように認識をいたしておるわけでござい

ます。
○上田(男)委員 今御説明をいただいたんですが、実は、ここは今回の法改正の中で従来の商法の考え方から相当大きく変わっている点ではないのかなというふうに思います。いわゆる自株株の取得も、配当可能利益の中に限っているとはいっても、その枠組みの決め方自体が変わってきているわけでありまして、そういう意味では、債権者保護の問題については引き続きよく吟味をしなければいけない面があるんじゃないかというふうに思います。

もう時間が余りございませんので、最後に法務大臣にお伺いをしたいというふうに思いますけれども、ここ数年、経済社会の大きな変化に対応しまして、商法改正が議員立法も含めましてたびたび行われてまいりました。従来、法務省で、法制審議会での議論にはかなり時間がかかるというような批判も相当あったわけでありましてけれども、最近はかなりスピードアップしているという面では、非常に評価しております。

これまでもいろいろな改正が行われたんですけども、今後さらにまだ改正を必要としている課題がたくさんあるわけでありまして、今の経済環境の変化のスピードを考えたときに、やはりすぐに、また計画的に対応していかなければいけませんし、さらに、新たにニーズも生まれてくる可能性もあるんじゃないかとも思います。

この時代の変革のスピードに対応した会社法制度の見直しについて、最後に大臣の御見解をお伺いしたいというふうに思います。

○森山(男)大臣 おっしゃいますとおり、企業法制度の中核をなす会社法制度につきましては、時代の変革の速度におくれがなければならないように、必要な見直しをしていかなければならないと考えております。

法務省では、このような考え方から、企業間の国際的な競争の激化、情報技術の革新、新規企業の資金調達需要の増大など、会社を取り巻く社会経済情勢の変化に対応いたしますために、企業統治の実効性の確保、高度情報化社会への対応、企業の資金調達の改善、企業活動の国際化への対応という四つの視点から、法制審議会における検討に基づきまして、会社法制度の大幅な見直しについての検討を行いました。そして、ことしの四月十八日に、商法等の一部を改正する法律案要綱中間試案というのを公表いたしました。この公表いたしました中間試案につきましては、現在、広く国民の意見を照会しているところでございまして、いわゆるパブリックコメントを求めているわけでございます。

法務省におきましては、その結果も踏まえまして引き続き検討を行いまして、所要の商法改正法案を国会に提出したいと考えております。

○上田(男)委員 ありがとうございます。

以上で終わります。

○保利(男)委員長 次に、小泉俊明君。

○小泉俊明 民主党の小泉俊明でございます。

早速質問させていただきますが、今回の商法改正は、自己株式の取得の制限並びに単位株制度を見直すという株式に関するものでございまして、そこで、まず大前提といたしまして、個別質問に入る前に非常に基本的な問題でございまして、御認識について御確認させていただきたいと思

います。まず、株価がこの日本経済に及ぼす影響や重要性について提案者ほどのようにお考えか、どなたかお一人で結構でございますので、御見解を御披露いただけますでしょうか。

○相沢(男)議員 現在の株価水準については、皆さん御案内のとおり、ひとところ見ますと相当な水準に低下をいたしております。このことは、当然株を所有されている方々に大きな影響があることはもちろんでありますけれども、同時に、銀行、

保険等広い意味におきましての金融機関がその資本を減らすということになりまして、BIS規制その他の関係から申しましてもこれが貸し出しに影響を及ぼす。さなきだに貸し渋りというようになことが問題になっておるこの状態のもとにおきまして、株価が下がるといことは一層その情勢を厳しくするという心配もあるわけであります。

不良債権の整理が今促進されようとしておりますけれども、不良債権の大きな原因はもろろ地価の暴落でありますけれども、同時に株価の下落ということも当然、一つの大きなファクターになっております。でありますので、不良債権の整理を促進するということは当然必要なことでありますけれども、でき得べくんばその不良債権をできるだけ減らしていくということが願わしい状態でありまして、私どもは、物価とか土地とかに関しましてはそれを安定させるということの一つの大きな目標として、日銀もそのようなことを考えるから物価水準をゼロに置くということの一つの金融の操作の目標に考えておるわけで、インフレーションターゲットという考え方でまだ割り切っておりませんけれども、私は、当然そういう考え方を取り入れていくべきじゃないかというふうに思っております。

そのような関連もありますので、やはり株価に關しましても、現在のような水準ではなくて、どのような水準がいいかということにつきましては議論があるでしょうけれども、少なくとも今の株価水準は日本の経済の実力からいうと低過ぎる。それで、もう少しこの安定を図る必要があるんじゃないかというふうに考えております。

○小泉(俊)委員 こ二十年、アメリカにつきましては平均株価は約五倍、また、ヨーロッパ、ドイツ等についても平均株価は三倍、その中で日本だけが株価が約四分の一になる、こういう状況なわけでございます。今、不良債権の問題、土地の下落、いろいろ言っていたいたんですが、日本株式市場自体の何らかの問題点がやはりあるのではないか。この点につきましてどのようにお考え

ございましょうか。

○相沢(男)議員 私は、どうか、一つが原因だということではないと思いますが、一つは、株式市場に対する関心の度合いがあるかと思うんですね。株価は、三万九千円という史上最高のところから今や三分の一に落ちています。その原因はいろいろありますけれども、やはり一つは、株というものは極めてリスクなものだ、そしてまた、株を買った多くの人たちが株価の下落によって大変な打撃を受けている。ですから、個人でいいますといわゆる株式市場離れを起こしている。

これは、アメリカが個人金融資産の二・二％、イギリスが一・七・三％、ドイツが一・三・四％と思いますが、今、日本は投資信託を含めても六％か七％という極めて低い水準にあるということが一つはやはり問題じゃないか。ですから、個人に、株式市場に対してさらに積極的に参加するようなことが促進できないか。千四百兆と言われる個人の金融資産が仮に一％動いても十四兆の金が株式市場に入ってくるわけでありまして、そのためにはどうすればいいのかというようなことも今、証券税制の改正の問題等と絡めて検討をしている段階であります。

したがって、私は、いろいろある原因の中の一つは、やはり個人の投資家の関心が極めて薄れているというところが原因じゃないかというふうに考えております。

○小泉(俊)委員 今お話しいただいたわけでございますが、確かに株価が三分の一まで下がってきた。それではまず、根本的な問題なんですが、株価維持のために政府がそもそも介入することは是非につきまして、どのようにお考えでござい

しょうか。
○相沢(男)議員 市場のことは市場に任せよということをおっしゃった方もありますけれども、私は、今申し上げましたように、株価水準が非常に下がっているということは問題がありますから、そういう言い方はいささか無責任じゃないかというふうに思っているのではありません。

でありますけれども、本来、政府が、例えば政府資金を出動させまして直接的に株価の維持を図るとか何とか、そういうような行動をすべきではないというふうに思っておりますけれども、やはり、株価が一定の、一定という言葉が適当かどうか知りませんが、ある程度の水準に回復するための努力をいろいろ施策の面において政府が考へるということは、私は当然のことであり、差し支えないというふうに思っています。

○小泉(俊)委員 それでは本論に入ります。現行法は、商法二百十条におきまして、消却とストックオプション以外は、何十年間にもわたり自己株式の取得を原則制限してきたわけでありす。そこで、今回の改正法を議論する前に、まず商法二百十条の自己株式の取得制限の趣旨につきまして、もう一度御確認させていただきたいと思ひます。

○金子(一)議員 幾つかの項目があると思ひますけれども、何とていっても一番大きい点が、資本の維持の原則、これを毀損させないということ。もう一つ、それに続きましては、インサイダー取引、相場操縦がやもすれば起こりやすいのではないかと。そのほかに幾つかあるかと思ひますけれども、この点だと思っております。

○小泉(俊)委員 基本的なところは四つほどあると思ひますけれども、今おっしゃいました会社財産の基礎を弱くする、会社債権者保護の観点。また株主平等の原則の問題。また、株価操縦等によって一般投資家を害する。そしてまた、経営者が会社資本で保身を図る。幾つかあると思ひます。このような大きな弊害があるために、今まで商法二百十条はこれをずっと何十年にもわたって禁止してきたわけでありす。これを改正するわけですから、現行法の趣旨から考えますと、よほどの改正の積極的な理由がない限り、これは合理性がない、そう思ひます。

ところが、これは商法の一部を改正する等の法律提案理由ですが、これを読みますと、「会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ」と、一

行で済まされている。これは全く理由になつていないんですよ。ですから、まず第一番目に、自己株式取得の自由化をする改正法の趣旨、目的がどこにあるのか、これを具体的に、明確に述べてください。

○金子(一)議員 先ほど来答弁ありましたように、一言で経済産業をめぐる状況というのは確かにわかりにくいと思ひます。御存じのとおり、我が国の産業界、いろいろな状況変化というのを今迎えております。特に、平成九年には、持ち株会社の解禁と合併法の見直しをやつてまいりましたし、一年、この年には株式の交換、株式移転の創設が行われましたし、この四月、いよいよ、会社分割法制、いわゆる産業再生法、一斉にスタートしております。

これも、こういう状況の中にあつながら、一方で具体的にそれを進めていく、株式交換、吸収等々を行つていくということになりますと、現在のままでありますと、新しい株式を発行して、相手方に吸収とか合併とか分割とかいう手段を講じるしか道がない。

さつきちよつと委員が御指摘になられたかもしれませんが、既に過剰株式が我が国の市場の中であるという部分もあるわけでありすので、そういうような状況の中でまた新株を発行していくというのが本当にいいんだろうか。特に、こういう効率を求められる時代でありますから、企業としては、不動産、人、それから持っている現金と同時にこういう株というものを一つの企業戦略、資産として有効に使えるようにしていきたい。これが今回の法改正の、経済社会状況を見ながらというこの一番大きな理由であります。

○小泉(俊)委員 今お話を聞きますと、まず株式の需給の問題、合併、分割等を速やかにしていくということと、今需給をおっしゃっていますから、当然これは株価対策にもなつていくと。ただ、本家本元のアメリカにおきましては、根本的理由は企業防衛でございすますが、この点はいかがでございましょうか。

○金子(一)議員 今回、法改正の趣旨というものが目的を定めずということでありすので、予防的な企業防衛ということにも、企業戦略の一つとして当然に入つてくる可能性があると思つております。

○小泉(俊)委員 それでは、今お話しいただきました趣旨について、幾つかちよつと質問させていただきます。まず、企業防衛、今お答えいただきましたが、株式会社における実質的所有者は株主ですすね。株式会社におきましては、徹頭徹尾、当然多数決で運営されるというのが大原則でありまして、そうしますと、多数の株式を有する者が経営権を取りますというのには、株式会社制度自体当然の話であります。

それを、この改正によりまして、現在の経営者が会社資金で保身を図る、現在の経営者の地位を守るだけであつて、どうも合理性がこの趣旨からするとないんじゃないかと思ひます。特に、無能な経営者の延命とか自己保身に使われて、かつて日本経済にマイナスになるのではないかと思ひますが、いかがでございましょうか。

○金子(一)議員 株主総会で授權をされた取締役がそれを実行されるわけですよ。そして、それが使ひ方として企業防衛、結果として使ひ方が出てくる。そのときに、今度は株主が、これは経営者の保身じゃないかということと言えるという権限を持っていますね、次の定時株主総会で。代表訴訟ということもあり得るかもしれません。明らかにこれは使ひ方がおかしいぞと。

それから、無能な経営者とおっしゃいましたけれども、そんな無能な経営者がいつまでもやつていられるわけじゃないんです、こういう時代ですすか。

ですから、そういう意味では、我々がこれは保身だとか何とか言うことではなくて、やはり株主総会でちゃんとそこは株主たちが問ひ詰めていく。逆に言えば、それだけ経営者というものがディスクローズ、これはかなりディスクローズを

はつきりいろいろところで定めておりますものすから、そのディスクローズが前提になりますので、今度は取締役に対する責任というのが、株主代表訴訟も今度法案の準備が進んでおるようでありすけれども、非常に厳しく経営者がそれを問われるというのが、まさに今その大前提になつておると思つております。

○小泉(俊)委員 会社が取得した自己株式は、当然議決権ありませんよ。ということは、経営者の自己株式比率を守るために結局これは使えるんですよ。

ですから、やはり日本経済がうまくいかない理由というのは、経営者、本当に優秀なんですか。本当に民間企業が優秀であれば、既にこの状況変化に対応して、十分活力ある道行つていふと思ひます。ところが、今、御案内のように、どういふ方が経営者になつていふかといふと、ほとんどの経営者が管理畑ですよ。人事やつていた方がみんな取締役になつて、企画とか営業とかそういうのをやつていたのがみんな排除されていふんですよ。そういう無能な経営者の自己保身のためにこれが使われる可能性があるという点がありますので、この改正の一つの趣旨がもし企業防衛にあるのであれば、これは適当ではない、合理性はないと思ひます。

次に、株式の需給、先ほどお話をしました。持ち合い株の解消済み、これが株式の一つ大きな下落の原因になつていふので、これを解消しようということが確かに今回の、先ほどおっしゃいましたように、一つの目的だと思ひます。しかし、持ち合い株の売り圧力というのは、御案内のように今四十兆円と言われています。自己株式の取得を解禁したことによつて、株式の需給対策といふのは有効性あるんでしょうか。

○金子(一)議員 私、今回の法改正の趣旨が、需給対策として、株価対策だということをおし上げたつもりなんです、念のため申し上げます。需給といふのは、結果として出てくるかもしれない。特に、直接金融市場というものがこう

やって出てきますと、経営者としては経営戦略上いろいろな形で使ってくる。その結果として需給というものが出てくる可能性もある。

ただ、株式市場に対しては、需給という意味では、一時的にはそういうことはあり得ても、長期的には、あくまでも株価というものはその企業の将来性、収益性、我が国の将来性にもかかってまいりますから、そういう意味では、これが本邦に効果があるかという御質問ですけれども、それは効果があつたとしても一時的なものにすぎないはずだ。あくまでも理論的には中立です。そういう立場で今回の法改正に臨んでおります。

○小泉(後)委員 この点についてもう一つ質問しますが、自己株取得解禁にしても、実際に取得できるのはかなり優良企業です。ね、いろいろな要件、かなり厳格になっていますので。

そうしますと、例えば経団連なんかは、今回、株式の取得自由にしてこれというお話を大分しておられますが、ところが、経団連に入っているほとんどの会社は赤字経営で、資金ないです。ね、実際、そうしますと、銀行の追加融資等で、借入金でこれをやれば、かえって財務体質が悪化します。

こういう意味では、本来、自己株式の取得を自由化するこの合理性もちょっと弱いんじゃないですか。

○金子(一)議員 今おっしゃられたのは、ややもすれば株式対策としてそういう行動をされるとすれば、そんなこと意味がないでしょうという御趣旨かもしれません。

ただ、先ほど申し上げたように、我が国の企業が国際競争力をつけていく、そして分社化していくというのが既にいろいろあります。ね、だから、経営が少々悪いところでも、新聞紙上でも、何か赤字会社だけれども、しかし分社化、この部門を切り離していくとか、いろいろのが出ています。ね。そういうものにはやはり対応していく。ただ、しよせん配当可能利益の範囲というところは、ここは私たちが譲っていませんものですよ。

から、そういう部分の制約がきいてくることはあるんだと思います。

○小泉(後)委員 いろいろ今お話を伺いましたんですが、今先生のお話を聞いていますと、今回の改正の目的は、どうも会社の分社化とか合併とかそういうのを促進することが主たる目的で、ほかには付随の問題である。しかし、一番最初に私が、商法二百十条の何十年にもわたって自己株式の取得を制限してきた趣旨を伺いました。これが、今言った理由でこれを改正する合理性はあるんですか。

○金子(一)議員 そうなんですか。我々は、そうではなくて、もう繰り返しませんけれども、これまで禁止してきた、その禁止してきた理由の防止措置が手当てできれば、むしろ、企業の再編というのはいろいろな形がありますけれども、そういうもので有効な資源として株式を企業戦略に位置づけていくということは、我が国産業界全体としての国際競争力をつけさせていくという意味で必要な環境整備であると思っております。

○小泉(後)委員 次に移ります。

自己株式取得を自由化する場合、さまざまな新聞また論文等におきまして、直接的な弊害が大分指摘されています。

一つの弊害が、何しろ企業自身による株価下落防止、つり上げなどの株価操縦、これをして一般投資家を害するのではないかと、また、内部情報に基づいて売買するインサイダー取引、この危険が大きい、この二点が一番大きい点だと思います。これに対して今回大分手当てをされているように感じますが、その具体的内容につきまして、簡単に結構でございますので御披露いただけますか。

○谷口議員 今おっしゃいましたように、今回自由化されるわけですね。基本的に原則自由化。自己株式、今まで原則禁止されておつたものが自由化されるわけで、まさにおっしゃる通りに、株式市場の公正性、健全性が損なわれるということがないようにやっていかねばならないということ

とで、相場操縦またインサイダー取引につきましては厳格に行われるように規定をしたわけでございます。

まず、相場操縦でございますが、今回、先ほども申し上げましたような、自己株式の売買を幅広く行うことができるということになったことに伴って、相場操縦の防止をしなければならぬということ、自己株式の取得また処分の際に遵守すべき事項を内閣府令で定めることといたしました。

また、自己株式の取得や処分の際にインサイダー取引が行われることを防止するために、今回、商法改正で新たに認められる自己株式の取得または処分にかかわる決定を、インサイダー取引規制の重要取引に追加をされることになったわけでございます。

また、ディスクロージャーの観点から、今まで、自己株買付状況報告書を三ヶ月に一度提出するということになっておりましたが、これを一ヶ月ごとに提出する、こういうことになったわけでございます。

○小泉(後)委員 今お話しいただきましたように、株価操縦、インサイダー取引につきまして、内閣府令及び証券取引法百六十六条の改正、またディスクロージャーの点、確かに法整備はされているわけですね。

しかし、そうなりますと、これでこの不正行為を防止するための施策がまず現実的に実効性を保持しているのかどうかということが一番重要だと思えます。もしこの不正行為を防止する実効性が不十分であるならば、弊害だけが大きくなりまして、今度の改正というのは合理性は全くなくなるわけですね。

そこで具体的に伺おねいたしますが、相場操縦並びにインサイダー取引に関して、証券取引等監視委員会の最近の告発数というのは一体どれくらいあるか御存じですか。簡単にお答えください。○五味政府参考人 平成四年に証券取引等監視委員会が設立されました以降、インサイダー取引に

よる刑事告発は十三件、相場操縦による刑事告発は四件でございます。

○小泉(後)委員 今お答えいただきましたように、インサイダー取引、私が調べたところによりますと、平成十年、十一年、十二年の三年間でたった七件なんです。相場操縦に関しましては、何と、平成五年からことしまでの九年間でたった四件ですよ。これで現実的に不正行為の防止の実効性はあるとお考えですか。

○谷口議員 まさに今おっしゃったような、金融庁の方からこの報告がございましたが、摘発の件数が少ないという状況は指摘されたことだと思えますが、いづれにいたしましても、今回の相場操縦の改正に伴って、我々は、そういうような相場操縦が行われないようなことになるだろうということを考えておりますし、また一方で、証券取引等監視委員会の体制の強化、御存じのとおり今二百六十名程度の体制でございますから、そのあたりの体制を十分に整え直して摘発事例をふやすようにやっていかなければならないということ、今、体制の強化につきましても言っておるわけでございます。

○小泉(後)委員 明らかに質問に答えていただいていないんですが、このインサイダー、三年間でたった七件、相場操縦、九年間でたった四件、これは実効性はほとんどないと私は思っています。これがあるというのであれば、その認識自体が事実誤認であると僕は思います。

それで、また、アメリカのSECの刑事手続の件数、これは本当はこちらで調べましたのでお話ししますが、この四年間で三百九件ですよ。何で日本とアメリカでこんなに告発の件数が違うんですか。

○五味政府参考人 今おっしゃった件数は、私の手元にはございませんのでございませう。けれども、私の手元にあります数字によりますと、一九九九年会計年度におきまして、米国のSECが刑事手続をとりました件数は六十四件でございます。この六十四件の中には刑事告発のほかに捜査

当局に対する情報提供が含まれておるといふ開示がなされておりますが、この内訳についてはディスクローズされておられません。

それで、アメリカに比べて件数が少ないではないかというお話でございますけれども、申しましたように、統計上、刑事告発だけをとっているわけではございませんの、もう一つ、今何百件という数字をおっしゃったのは、多分、民事手続あるいは行政手続、日本の証券取引法あるいは証券取引等監視委員会に与えられておられません権限の行政罰でございますとか民事罰でございますとか、あるいは行為差止め命令でございますとか、こういったものが統計に含まれておるわけでございますから、単純な比較というのはできないと思います。

○小泉(俊)委員 数字のあれはいろいろ言えるんですが、現実的に摘発の件数が余りにも少な過ぎる。これではやはり一般投資家は日本の株式市場に不信感があるんですよ。これではいつまでたっても個人投資家を市場に呼び込むことはできないと私は思います。そういった状況の中で今回のような改正をすれば弊害ばかりが大きくなる、これは火を見るより明らかだと私は思います。

具体例を聞きますけれども、時間がちよつとなんですが、例えば、日本オラルという会社が去年の四月二十八日、店頭から一部上場する際に、これは日興証券主幹事で二十五万株ブックビルディング方式で公募したわけですね。一株八万二千二百二十円、百株単位ですから約八百二十万ですよ。これが、投資家が取得代金を払い込んで株式を手入、売却できない十日間、公告期間、この間に何と市場価格が八万七千円から七万円まで下がりました。また、十四営業日で五万円まで下がった。会社が集めたお金は二百億なんです。ところが、一般投資家はわずか十四営業日で八十億円も損しています。

こういったものを摘発しないで、相場操縦はなといえるんですか。

○五味政府参考人 日本オラルという個別の会

社のお名前を挙げての捜査あるいは調査に関するお尋ねでありますので、今後の私どもの活動に差し支えますから、これについてのお答えはいたしかねます。

○小泉(俊)委員 いずれにしろ、私は、今の不正行為の防止の体制が極めて不十分である、これをこのままにして、今回のような相場操縦、インサイダーがやりやすい法改正をすることはやはり合理性に欠ける、そう思うわけがあります。

最後に、私も、今規制が不十分で、自己株式取得自由化に関しましては合理性が薄い、これをさんざん申し上げてまいりました。しかし、提案者の皆さんたちは、これは大丈夫だ、今の体制を強化しながら現状でも十分不正行為は防止できる、そうおっしゃっているわけですが、もし、改正によって、不当な株価操縦等により、一般投資家に損害が生じた場合、提案者の皆さんはどうやって責任をとるつもりですか。立法者が全く責任ないとは言えませんが、明確に答えてください。

○金子(一)議員 我々としては、当然でありますけれども、そういう相場操縦ないしはインサイダーというものが行われたい、そういう万全の措置を今回の提案ではとらせていただいた。

同時に、あわせて、今後、日本SECに十分な、こういう状況というのが出てくれば当然でありますけれども、より幅広い、よりきめ細かいチェック体制というものを、監視体制というものをとっていただくということはどう当然であると思っておりますので、そういう趣旨を踏まえて今回の法を提出させていただいております。

○小泉(俊)委員 さんざん申し上げますように、どう考えましても、今の摘発件数を見れば、これは不十分なんですよ。それをあくまでも、いい、大丈夫だとおっしゃるのであれば、金子先生、これは責任とられますね、ちゃんと。

○金子(一)議員 我々は当然に、先ほど申し上げたように、今度のインサイダー並びに相場操縦の万全の防止措置というものは、これは推蔽の上に推蔽を重ねて今回の措置をとらせていただいておりますし、同時に、その上で検査を十分やっていた

だ、そこところは全く大事なことでと思っておりますので、そういうつもりで進めさせていただきたいと思っております。

○小泉(俊)委員 今のままでも十分だという御認識、十分わかりました。もし法案が通りまして実際にそういう事態が生じた場合、政治責任をしっかりととりいただけますようお願い申し上げます、質問を終わります。

○保利委員長 次に、江崎洋一郎君。

○江崎委員 民主党の江崎洋一郎でございます。今日は、法務委員会の場ではございますが、私は本来財務金融委員会の委員でございます。今回の金庫株の解禁につきましては、本来の目的、また証券市場の健全発展と申しますか、その意味でどのような影響を与えていくのか、これからいろいろ質問をさせていただきたいと思っております。

まず、今回の金庫株の解禁につきましてですが、企業再編時における金庫株の活用あるいは企業経営の自由度を高める、経済構造改革を進める。例えば、バブル期にエクイティファイナンスが非常に行われた結果、今市場がややだぶつきぎみである、これらの過剰な株式を圧縮していくあるいは企業間の株式の持ち合い解消を行う、そういういったツールの整備という意味においては、今の取得目的を限定しない自社株取得を認めるということは、我が国が取り組まなければならない構造改革の方向とも整合するとは考えられます。また、間接金融中心から直接金融中心への流れを加速させるという意味でも有効な施策の一つと考えておりますし、また、企業も今回の措置に期待を寄せているという声はございます。

経済構造改革を進めるといった観点では、今次解禁は一つには有用とは思いますが、しかし問題は、なぜ今回政府の緊急経済対策に盛り込まれたのか、また金庫株のねらいというものがそもそもどういふことをお考えなのか。私が前段で申し上げたようなことであれば、それはある意味で問

題ないとは思いますが、しかし、なぜ緊急経済対策ということでここに入ってきたのか、お答えいただきたいと思っております。

○金子(一)議員 今回の趣旨をそれなりに江崎議員は御理解をいただいていると思っておりますけれども、今御指摘いただいたのが私たちの趣旨でもあります。

与党がやりました緊急経済対策の中には、人為的に株を買い上げる株価対策というものは全く否定をされたという経緯があったということだけは、あえて申し上げさせていただきますと思っております。

○江崎委員 今、総論はいただきましたけれども、緊急経済対策というところにポイントを置いて私は質問をさせていただいたわけでございます、そこにつきましてはぜひ御答弁いただきたいと思っております。

○金子(一)議員 既に先ほど御答弁させていただきましたとあり、産業再生法がすべて、平成九年からありますけれども、ほとんど施行されておられること、御存じのとおりであります。この四月からは分割までできております。

しかし、実際にそういう産業再編というものが我が国産業界の中で現実的に動き始めている中で、これも先ほど申し上げましたけれども、現在の方法では新株をいろいろな対応のときに発行せざるを得ないという状況になっている。これは、資本の効率、株も含めました企業にとつての資産の効率化という点から有効に利用させるということとはなるべく早くやった方がいい。

それから、何で早く、何でこの国会でということも御質問があるかと思っておりますけれども、これは御存じのとおり、株主総会で決議をしていただく必要がある。そういうことになりましたと、これを今回の国会ではなくて次の国会ということになりますと、決算期によつて違いますけれども、会社によつては、年間これがさらに実行できない状況も出てくるということもありまして、今回、緊急経済対策の中で今国会でやらせていただくというこ

とを我々決めさせていただいたところでありま

す。

○江崎委員 そのタイミングにつきましてもう少しお伺いしたいわけですが、先ほど金子議員が株価調整ではないということではござい

ましたが、報道機関によれば、昨年末から年初にかけての株価急落に危機感を抱いた前政権が、株式市場の需給調整策の一つとして関係省庁に検討を急がせたというような報道も見受けられるわけ

でございます。そういった事実があるとすれば、これは、本当のねらいは株式市場における価格形成への介入ということにもなりかねないと思

うのですが、その点はいかがでしょうか。

○相沢議員 緊急経済対策の特命委員会というものを

をつくりまして、与党三党が協議いたしました。いろいろの問題を検討した中の一環にこの証券市場活性化対策があつたわけであり

ます。

御案内のように、それは、不良債権の急速な整理と申しますか、直接償却を含む不良債権の整理、これが一つのテーマ、それから株式市場の活性化対策が一つ、それからもう一つが、土地資本の流動化を含む都市再生、この三つの大きなテーマを緊急経済対策というところで与党三党で協議いたしました。一つの結論を三月九日に出したわけであり

ます。それを受けて、当時は森総理でありましたけれども、政府側もこれを重く受けとめて、その実現に向かつて努力をする、こういう話があつたわけであり

ます。その証券市場活性化対策の中の一つの項目であります。

もちろん、当時そのことが特に言われたのは、株価が下がっていることと無関係ではござい

ません。でありますから、それはそういうような見方をされる方もあろうかと思ひますけれども、やはり証券市場活性化対策の幾つかの項目の一環としてこのことを取り上げたということであり

まして、ほかに、個人の譲渡益課税に対する問題とか、法人、個人を含めて二重課税を廃止するようにするとか、あるいは、銀行保有株式につきま

してこれを制限する、これとの関連におきまして株式の保有機構を考えると、いろいろなそういう対策の一環としてこのことが考えられておつたのであります。

○江崎委員 そのタイミングということについてはちよつと明確な御答弁とは思へませんが、次に、法の形式につきましてお伺いしたいと思ひ

ます。

今回の法改正の形式を見ますと、今回、議員立法で金庫株の一部を解禁しまして、残余の部分、いわゆる売却の部分につきましては、明年四月一日に間に合うようにこの秋以降に閣法で手当てをするという、いわば法律の流れとすれば異例な対応かと私は感じております。こうした難きは

法的な対応の結果、かえつて実務を混乱させるようなことになりはしないか。部分開業というような形で急ぐ余り、安全面への配慮、例えば、先ほど小泉委員からもありましたが、インサイダー取引規制の問題あるいは相場操縦規制の問題等々、この辺がおろそかになつてしまつたという危険がないのか、お伺いしたいと思ひ

ます。

○金子(二)議員 大変厳しい御質問をいただきましたが、処分の問題は先送りしたわけではあり

ませんが、今までの法律は、購入のときに限定列挙で制限を加えていた。処分については何もなかつたのです。今度は、入り口、取得するときは原則自由、しかし処分については極めてはつきりさせる。ストックオプション、代用自己株、売却とい

うのもあります。

今、売却するときの方法がまだ決まってい

ないんじゃないかという御指摘でありますけれども、売却は決まつてゐるんです。これは新株発行に準じてやるということであり

ますから、ある意味出口を、今までなかつたものがあつたんです、自動的に合併しちゃつたものが今持つてゐる株がある、処分の方法は今の法制では何も決まってい

ないんです、勝手に売られちゃう可能性もあるし、経営者のいいように使われちゃう可能性も現商法ではあるんですから、それを、むしろ今回早目にそういう処分に

関する規定もつくつちやつた。そ

ういう意味で、処分は先送りしたという御指摘は必ずしも当たらないと思つております。

ただ、強いて言えば、処分のところで決まつていないというよりも、最終的に四月一日から処分して

ください、四月一日までは処分を認めないという

ことについては、経理上、それから、資本勘定でやらせていただく検討が進んでおりますけれども、税務上の問題、これを公認会計士協会等々ともう少し時間を下さいということ、今そこだけ残つて

いるということでありまして、あくまでも商法上の話は今回で一貫して解決しております。

それから、出口が決まつていないからかえつて何か非常にインサイダー等々が起りやす

いんじゃないかという御指摘が今ありましたけれども、これは、インサイダーにしても相場操縦にしても、取得のときだけじゃなくて処分のときに

関しても今回法制手当てをさせていただいてありますので、その分の御心配、十分かどうかという御議論はそれぞれのお立場があるかと思ひ

ますけれども、手当てはとらせていただいたつもりであります。

○江崎委員 安全面への配慮につきましては後ほどもう少し詳しく質問をさせていただきますが、次に、先

にちよつと法律の技術論としてお伺いしたいと思ひ

ます。

今回の改正案では、これまで特例法で認めておりました法定準備金を自社株取得の財源に充てることを商法本則で認めるという扱いになつて

おります。我が国においては、これまで重視されてきておりました資本充実の原則という関連におきましては十分な法制面の手当てが行われて

いるのか、自己株取得は株主への資本の払い戻しとみなされるわけ

でございますが、会社の利害関係者の保護には十分に配慮がされた形になつてお

るのか、お尋ねしたいと思つております。

○谷口議員 資本充実の原則のことをおっしゃつたわけ

でございますけれども、これは、内訳を見ますと、今回、法定準備金まで含めて自己株式取得の財源範囲とい

うことになつたわけですが、配当可能利益のところは利益処分と見られるわけですね、利益配当

ですね。また、準備金に食ひ込んだところは持ち分の払い戻しとい

うようなことになるわけでございますが、そのような観点で、総じて財産の払い戻しという性格があるわけ

でございますので、株主平等の原則であるとか債権者保護の立場に立つた対応を今させていただいてお

るわけでございます。

○江崎委員 会社の利害関係者に対しましての十分な御配慮は今後ともいただきたいというふう

に考えております。

それで、この法律につきまして、少し諸外国の制度との比較とい

うことでお話をさせていただきます、これは各州によつて法律も違

うよう、各州会社法ということで整理がされておるよう

でございますが、この外国の制度と乖離した制度とはなつていないのか、あるいは、諸外国ではこの金庫株とい

うものが一体どういう利用実態になつてゐるのか、また、実績についても、どのようなケースで使われているのかとい

うことについてお伺いしたいと思ひ

ます。

アメリカでも、一定の規則、例えば先ほど来申し上げて

いるインサイダーあるいは相場操縦、そして取得財源の問題等々についてはいろいろ規制があるわけ

でございます。そういう点から、国際的な資本市場の標準から本法案が乖離して

いないのかどうかということについてお伺いしたいと思ひ

ます。そして、先ほどちよつと申し上げたとおり、アメリカの企業はどのようにこの金庫株を利用されて

いるのかについてお答えをいただきたいと思ひ

ます。

○山崎政府参考人 諸外国の実績についてはちよつと私も調査

できておりませんが、法制について御説明をさせていただきます

と思います。

アメリカにおきましては、取得目的による規制はなく、自己株式の取得を自由に認めて

す。その後、処分の方で州によって若干形態が分かれるということでもございまして、ある州では当然に消却すべきものというふうにしておりまして、ある州においてはその保有も認めるという形で、分かれております。

それから、ヨーロッパにおきましては、例えばドイツでございませうけれども、原則として自己株式の取得は禁止するという規定を持っているんですけれども、株主総会の授權決議に基づく自己株式の取得を容認しております。それから、フランスにおきまして、株主総会は取締役会に自己株式の取得を授權することができ旨の規定を設けているわけでもございまして、ある意味では今回の改正案に近いということでもございまして、世界的にも例があるというふうに承知をしております。

○江崎委員 どのような利用がされているかという点について。

○三國谷政府参考人 御案内のとおり、アメリカでは州により法律が異なりますが、例えばデラウェアあるいはニューヨーク、ここに随分の上場会社の企業が設立しておりますけれども、こういった企業におきましては、例えば、企業の財務戦略の一環といったしまして、余剰資金を株主に払い戻すことによりまして株主に利益を還元する、あるいは、企業再編に際しまして新株を発行するかわりに自己株式を利用することで株式の希釈化を防ぐ、あるいは、自己株式を取締役や従業員に公開して経常のインセンティブを与える、そういったいろいろな目的で自己株式の取得が行われていると承知しております。

実績でございますが、これはある民間の調査によりますのでございませうけれども、アメリカは、過去五年間の合計で約八千億ドル、これは、ドル百二十円に換算いたしますと約百兆円、件数にして約六千八百件の自己株式取得が行われていると承知しております。

○江崎委員 そういった意味では、法整備につきましては諸外国と遜色ないという理解で認識させていただくということでもよろしいですね。

それでは次に、少し先ほど触れさせていただきまして安全面につきましてお話を続けさせていただきますかと思いますが、先ほど相沢先生からもございましたが、金庫株解禁の方向が打ち出されたことと与党三党の証券市場等活性化対策中間報告におきまして、解禁に当たっては、「不正取引の防止や投資家への情報開示などに関し万全な措置を講じ」という一文がございまして、こうした面につきまして、今次立法に際しまして改めて措置をとられたのか、また、それらが十分と見てよろしいのか、お伺いをしたいと思います。

まず、この中間報告で指摘しております金庫株解禁に係る不正取引の防止措置としまして、インサイダー取引規制関係、相場操縦禁止規定関係、ディスクロージャー関係、証券取引等監視委員会関係、四つ柱があったわけでもございまして、これらについて具体的措置というものが追加的にとられたのかどうか、お伺いしたいと思います。

○谷口議員 今おっしゃいましたこと、大変重要なことでございまして。我が国株式市場の公正性、また健全性が損なわれることのないように、所要の証券取引法の改正を行ったところでもございまして。

まず初めに、相場操縦でございますが、自己株式の取得また処分の際に相場操縦をなされることを防止するために、自己株式の取得または処分の際に遵守すべき要件、これはアメリカのセーフ・ハーバー・ルールを参照したわけでもございまして、そのような要件を内閣府令で定めることとしたしておるわけでもございまして。

また、インサイダー取引の防止におきましては、今回商法改正で新たに認められる自己株式の取得または処分にかかわる決定をインサイダー取引規制の重要事実に加えたわけでもございまして。

また、ディスクロージャーの関係の改正といったしまして、現在、自己株式の取得に関する決議ごとに、それぞれ三ヶ月に一回自己株式買付状況報告書を提出させておるわけでもございまして、こ

れを一カ月ごとに提出をさせるというように改正を行ったところでございまして。

このようなことで、不正取引の防止、また投資家への情報開示などについて万全の体制を講じたところでございまして。

○江崎委員 その中の特に証券取引等監視委員会 市場の番人でもございまして、この点につきまして改めてお伺いしますが、不正取引に係る規制の遵守を徹底させるという意味では大変重要な役割を担うわけでもございまして。この体制強化ということが、先ほど小泉委員のお話にもありましたが、問題ではないかと私は考えております。

証券取引等監視委員会がこれまでに行った実績、インサイダー取引規制の告発、あるいは相場操縦規制の告発の実績ということにつきましては、先ほど小泉委員の質問の中にございましたので省かせていただきますが、消却特例法のもとで自己株式取得企業の数が増加したと思われまして、証券取引等監視委員会では、そうした外部環境の変化というものが実際にあるわけでもございまして、この現状の中で、相場操縦のおそれのある案件について適切な対応というものが図れているのかどうか、また自己評価というものについてお伺いしたいと思います。

そして、ここに、これは金融庁が出された資料でございますが、アメリカと日本の証券取引等監視委員会の組織体制というものの比較があるわけでもございまして、二〇〇一年度で見ますと、陣容を単純に比較してみましても、米国のSECの三千二百八十五人に対して、日本の証券取引等監視委員会は二百六十五人。あくまで法的な役割というものが違うという部分もあるかとは思いますが、証券市場の規模あるいはいわゆる株式の発行量等々、そういった銘柄数も含めて、この十分の一以下の人数で果たして本当に適切な監視というものが行われているのかどうか。現状、金庫株解禁以前の課題としても大変懸念される状況じゃないかと思えます。

こういった意味で、要員数のみならず、専門

家、やはり金融のいろいろな相場操縦あるいは犯罪につきましては、金融の出身を、実体取引をかなり把握して理解をしている人でないと、なかなかこの摘発というのも難しいと思えます。また、会計、税務の専門スタッフの数というものでも非常に心配されるわけでもございまして、今の、非常に残念ながらもまだまだ十分でない体制の中で、金庫株の解禁が耐え得るものなのか。また、今後要員の充実というものが課題と認識しているのであれば、アメリカの体制イコール日本の体制とは思いませんが、しかしながら、日本の市場に見合った適正人員というのがあると思うんですが、果たしてどういった展望をお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

○五味政府参考人 お答えいたします。

外部環境の変化などに対応した取り組みというまず第一点でございまして、この点に関しましては、限られた陣容ではございませうけれども、その時々々のマーケットのトピックになっているような案件につきましては、注意深く監視の目を光らせるようにしております。一例を挙げさせていただきますと、例えば、最近問題になりましたEBにつきましては、いち早く価格判定日における値動きというものをチェックいたしまして、これまでに三件の作偽の相場形成の摘発を行っているというふうなこともございまして。

マーケットというのは非常に速く動くものでございまして、状況の変化が激しいわけでもございまして、これに適切な対応をするということを常に心がけております。特に日常監視という部分では、特異な値動きをする株、こういったようなものについて常時監視をいたしまして、取引の大口を分析し、必要があれば証券会社から売買取引を行った者の氏名や属性を聴取するといったようなことで、その先の検査あるいは捜査が必要かどうかというように常に注意深く解明していただいております。また、そうした結果、違法行為が発見されれば、厳正に対応するということをしております。

また、厳正に対応するということをしております。

なお、アメリカのSECとの比較がございましたが、先生がおっしゃいますとおり、守備範囲が大変に違いますので、人数だけを単純に比べることは困難でございます。私どももいたしましては、犯罪事件の捜査並びに取引の公正の確保のための検査、あるいは、日常の市場監視でございます。取引審査、こうしたものを限られた陣容の中でできるだけ効率的に図るということで対応しております。

なお、御指摘にございましたように、人数だけではなくて、大切なのは能力とか効率とかいう部分でもございまして、こうした点につきまして、これまでの取り組みといたしましては、民間の専門家を登用する、あるいは法曹資格を持つ者を職員として採用するといったようなことを行い、あるいは蓄積されました監視ノウハウといったようなものについて、これを整理し活用していくといったような能力方面での向上策、あるいは、市場の分析を行うにつきまして、コンピュータシステムを積極的に開発し取り入れることによって監視の効率化を図るといったようなことも行っております。

人員につきまして、適正規模ということについての展望というお尋ねがございましたが、具体的な定員と申しますのは、やはりその時々予算、機構定員要求、そしてその審査の中で決まってくるものでございます。あらかじめこの時点で何人が適正規模といったようなことを申し上げるのはなかなか難しい面がございまして、この金庫株の解禁ということに伴いまして申しますならば、現在、監視委員会の陣容で行っております特別調査あるいは検査、取引審査、こうしたもので実際のところ手いっぱいという状態でありまして、金庫株の解禁に伴いさまざまな弊害防止のための措置が講ぜられなければならないけれども、その実効性を担保するという意味では、御指摘のとおり、監視委員会の任務が極めて重要でございまして、この新たなワークロードというものにどう対応するかというところになりますと、まずもって大切なのは人員

の拡充であります。この点につきましては、関係当局の理解を得られるようにこれから具体化をしてみたいと考えております。

○江崎委員 残念ながら大変頼りない御答弁で、本来であれば、この金庫株解禁に伴ってさらに仕事が増えるわけですから、当然人員増を要求し、さらに拡充をしていく必要があると思うのですが、くれなさいいけない立場であると思うのですが、大変抑えざる言で、ちよつとがっかりいたしました。

しかし、そうなりますと、逆に、金庫株の解禁というものは、タイミング的に、証券取引等監視委員会の拡充とバレルな形で行われなければならない限り市場の信頼性というものが危惧されるのではないかと私は大変心配しております。そういった点で、今後、証券取引等監視委員会の拡充というものは、政府としては、日も早く促進、進めていただきたいというふうに考えております。

それで、一つ気になりましたのは、金融庁の御意見の中で、民間や、法曹資格者の登用ですが、専門家は申しすけれども、私もかつて銀行に勤めておりました、その中で外国為替相場の中で仕事をしておった者ではございますが、マーケットのことはマーケットに聞けというくらいに、やはりマーケットの中の人間でないとわかり切れない取引というものもありますし、またそのマーケットも、たつた三年離れただけでもまた感覚を取り戻すのに逆に五年かかると言われるような、相場の取引の中での複雑性というものが今非常に増している状況にあります。

そういった意味で、恐らく当時の人蔵省のいわゆる為替課の方が、外国為替の相場に対するトレーニングということでは銀行等に人を送り出して相場の実践ということでは学ばせていたようにも思っています。証券取引等監視委員会の中では、監視する、外側にいるということではなくて、そういった具体的な実務に接する、まず中に入つてトレーニングを受けるというようなことはやられておられるのですか。そうでないと本当の取引というの

はわからないと思いますよ。ちよつと御答弁いただきましたと思います。

○五味政府参考人 現状では、職員を民間企業に外向あるいは派遣して、そちらで仕事をさせるということは行っておりません。私の記憶がはっきりいたしません、何か公務員制度上の問題があったのではないかとあります。

したがって、私どもでは、現在六名おりますけれども、民間からデリバティブディーラーなどを中途採用するという形をとることによって、実際のマーケットの動きを実際に体験した人間を逆の立場から、マーケットを監視する側で活用するというところを、行っております。

○江崎委員 今はいろいろ規制もあるということでもトレーニングできないということではございますけれども、しかし、それは非常に実戦的でない人間を育てているということではないかと思えます。そういった意味では、そういう部分でこそ規制緩和が必要で、積極的に民間の現場を経験していただきたいというふうに思います。

また、アメリカの例を引いてもこれは日本にすくなくはマッチしないかもしれませんが、SECで仕事をしている人間の中には、実際に自身が金融犯罪を犯したというふうな、そういった意味での経験者という者もいるようでございまして、取引が非常にトリッキーと申しますか、その中において、かつて相場操縦をしたという経験者等を実際に中にほうり込んで逆の摘発に使うというふうなことも行われているようでございます。

日本の中では倫理面の問題でいろいろ難しさもあろうかと思いますが、しかし、そこまで真剣にやっていると申すことが、証券取引等監視委員会に皆さんには御認識をいただき、さらに頑張ってください。ただかなければ、市場の健全化あるいは信頼というものは必ずしも取り戻せないのじゃないかなというふうな心配をしておりますので、ぜひとも力を入れていただきたいと思ひます。

そして、証券取引等監視委員会につきましては最後の質問になりますが、予算面で、つ伺いたい

と思っておりますが、先ほど適正な人員規模はおっしゃられないということではありましたが、金庫株関連法案が今出ているわけでも、成立するかどうかというものは別にしても、いずれにせよ要員増というものは必要になってくると思ひます。

この要員増というのにつきまして、今後、補正予算案に盛り込んでいくことを考えておられるのかどうか、ちよつとお答えいただきたいと思ひます。

○五味政府参考人 補正予算を編成するという方針が出ているとは承知しておりませんので、補正予算に關してコメントするというのは難しいでございますが、私どもは、機会をとらえて、とにかくできるだけ早い機会に体制の拡充というものを実現する必要があると考えております。

○江崎委員 行政改革の時代ではありますけれども、必要などころから減らして必要などころに回せばいいわけですから、そういった意味では、重要などころにはぜひとも要員増ができるような体制整備を急いでいただきたいというふうに考えております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。金庫株の性格ということについてでございますが、ある種究極の相場操縦手法となり得る危険を秘めておるわけでございます。したがって、金庫株の解禁に当たっては、先ほどもございしましたが、相場操縦禁止規定関係の整備を図るということが不可欠の前提条件となるわけでございまして、この点について御質問させていただきたいので

す。検討されております内閣府令として、相場操縦禁止規定というのが手元にございます。米国の自己株式買い付けに係る相場操縦禁止規定のセーフ・ハーバー・ルール等と比較してこれは遜色ないというもののなかのどうかを一つはお伺いしたいと思ひます。

○谷口議員 今おっしゃったように、米国のセー

フ・ハーバー・ルールを参考といたしまして、利用する証券会社の数であるとか、買い付けを行う時間であるとか、買い付けを行う価格、また買い付けを行う数量等を定めておるわけでございます。アメリカにおけるセーフ・ハーバー・ルールと何ら遜色のないものというように考えております。

○江崎委員 私、この内閣府令の概要というのを見させていただきまして、アメリカのこのルールをほぼ参考にされて非常に規制はしておられるなとは思いましたが、しかし、実態面としては、金庫株を利用する企業にとつては、この五つをやらなければどうなのか、相場操縦と認定されなくて本当に安心だなということとはなかなか言い切れないのではないかと思います。

そういう意味では、米国におきましては、いわゆるノーアクションレターという、政府に、こういう取引をしたいんだ、それに対して政府が、こういう取引であればどうぞおやりください、アクションは起こしませんよという意味でのノーアクションという文章のやりとりを企業と行うというふうな事情もあるように伺います。

今政府内におきましても検討をしているとは聞いておりますが、金庫株解禁につきまして、こういったノーアクションレターというものを政府と民間との間でやりとりするような体制まできちっとできるのかどうか、これも大変重要な問題だと思ひますので、その点について伺ひたい。

あともう一点、この内閣府令に際しまして、周知期間の問題もありますし、また、より完成度を高めるという意味においては市場関係者の意見を聞かなければいけないと思ひます。具体的にどういうスケジュールで何を行おうとしているのか。この二点について伺ひたいと思ひます。

○三國谷政府参考人 二点のお尋ねでございますが、アメリカにおきまして、インサイダー規制あるいは株価操縦につきましてはノーアクションレターの発出例はないと承知しております。ただ、今回、相場操縦についての内閣府令という段階に

至りますならば、私も、市場関係者とも意見交換を十分行つて、実用に即した、かつ効果的な制度にしたいと思ひます。考えているところでございます。

○江崎委員 もう少し具体的に、いつどのようなことを考えておられるのかをお聞きしているわけでございます。これからやるのは当り前の話で、六カ月しかないわけですから、今後のスケジュールというものを伺ひたいのです。

○三國谷政府参考人 まず、法案が今審議中というところでございますが、その後に至りますれば、いろいろな関係団体あるいは経済界との意見交換をした上で、また、省令という形になりますと、パブリックコメント、こういったものにも付しまして、十分にその辺をやつていきたいと思ひます。

最終的には、この施行日に合わせましてそういった手続を完了させる、そういう形になろうかと思ひます。

○江崎委員 それでは同じ答えだと思ふんです。もうちょっと具体的に、どういう機会を設けて、どれぐらいの人間と具体的に何を行おうとしているのか、構想ぐらいあると思ひますので、教えていただきたいと思ひます。

○三國谷政府参考人 私どもがこのような政省令等を作成する段階におきましては、一つは、経済界、実業界、経団連とかそういった団体、あるいは証券業協会、取引所、そういったところという個別に相談することもございまして、またオープンな場でいろいろ説明会を開き、あるいは要望を聞くという手続を経て作成しているところでございます。この問題につきましても、そういったしるべき場を設けて、きちんと意見交換をいたしまして作成してまいりたいと考えております。

○江崎委員 ぜひとも、充実した形での意見交換を、また民間の意見をききつつ聞いて、そこを反映させるような格好を検討していただきたいというふうな考えております。

私の質問もこれで終わらせていただきますが、やはり我が国の株式市場というものにつきましては、残念ながら、まだまだ海外の投資家から見た目というのは大変厳しい現状にあるわけでございます。そういった意味で、金庫株というものが信頼性を損ねるような取引に使われてしまつては、また海外からのさらに厳しい目にさらされるということにもなりかねないと思ひます。そういった意味で、私自身は、市場のインフラ整備というものが整わない中で金庫株が解禁されるといふことについては大変懸念をしております。

今後、金庫株の売却処分にかかわる規定整備に当たつても、とにかく不正が起らない、また実効性のある監視ができる、そして証券取引等監視委員会の体制整備が充実するということをきちつと約束していただきたいと思ひます。

また、現在、お話にも出ておりますが、銀行株式買い取り機構の問題もいろいろ議論はされております。こういった機構に際しましては、株式市場の相場が、公正な価格が形成されるような仕組みにしていかなければいけないと思ひます。そういった意味で、ゆがめることがないように、また日本の健全な証券市場育成のために今後とも議論を深めていきたいと思ひます。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。

○保利委員長 次に、中川正春君。

○中川(正)委員 民主党の中川正春です。引き続き議論をさせていただきたいというふうな思ふんですが、最初に、ちよつと確認といひますか、お尋ねをしておきたいのです。

今回のこの法案というのにはなせ議員立法という形で出てきたんですか。普通であれば、こういうのは審議会にかけて、これまでのいろいろな議論を踏まえながら慎重にやる。さつきから話を聞いてみると、これはそんなに急ぐような話ではないんです。緊急対策とは関係ないんだというふうな話も出てきていたけれども、それをこういう形で急いでやつていくということは何かあるのか、そこから尋ねていきたいと思ひます。

○金子(二)議員 先ほど来御説明しておりますが、我が国の経済状況はほとんど動いているものから、ある意味、これは非常に急ぐという認識で我々与党では考えて今国会に提出をさせていただいております。

かねてから、今度の一連の商法改正等々については法務省も検討をされておりました。しかし、会社法にかかわる全体の商法改正というものを次から、法務省としてはこの部分だけを取り出してということとはなかなかやりにくいという判断があつたんだと思ひます。これは法務省がどう判断するかの話でありますけれども、我々は、議員立法でこの部分は非常に急ぐという認識のもとに取上げさせていただいた。

ただ、先ほど申し上げましたように、後でまた法務省にも伺つていただきたいと思ひますけれども、法務省もそれなりの準備をしてくれているということでありまして、法制審の手続を省略しちゃつてというお話も何かちよつとありましたけれども、法制審のヒアリングにかかわるものは相当既に行われている。実務家との間の、日本証券取引所ですか、こういったようなところの人たちとの打ち合わせ、法制審にかかわるものかどうかかわりませんけれども、これはそれなりの準備は既にされておられたと伺つております。

もう一つ、強いて言えば、議員立法が非正常で閣法が正常かということに関しては、御党も今度立派な法案をどんどん出していただいているわけでありまして、こういうたぐいのものが、議員立法が正常ではないということでは決してないと思つております。

○中川(正)委員 ちまたで聞かえてくるところは、どうもこれは筋が悪い。専門家に言わせると商法が曲げられているというふうなことがあつて、しかし、選挙対策用としてはやらなきゃいけない、その中でこうして議員立法をとらざるを得なかつたというふうな理解を私はさせていただいたのです。

さつき、法務省の話をといてことであったんですけれども、どういう見解をお持ちですか。

○横内副大臣 委員も御存じのように、現在、商法の全面的な改正の作業をしております。法制審議会が議論をしておりますのでございます。

今回のこの商法改正は、緊急経済対策の一環として、与党において、急いでこれをやる必要がある、そういうことから提案をされたというふうに伺っております。

○中川(正)委員 全く答えになっていないんですが、聞いたってなかなか本音はおっしゃらないでしようから、そういうことにはしておきます。

そこで、急いでというところをもう少し聞いていきたいんですが、さつきから聞いていますと、相沢さんと金子さんと、ちよつとニュアンスが違

うんですね、急いでというところが。相沢さんの話では、どちらかというところだと思ふんですが、もともとこれは株価対策なんだ、持ち合い株を解消しなきゃいけないし、そういう形の中でこの議論がまず出てきて、それから今回の形になったというふうなニュアンスがありました。それを全く否定されるというのが金子さんだったんですが、もう一回統一見解を、これは何のためにやるのかということ。

○金子(一)議員 こういう金庫株というものが株式市場に与える影響というものは、これは市場のそのときの状況でずとか、さまざまな環境により

ます。それから、私たちもそこは随分議論はいたしましたけれども、短期的な効果というの

はあり得ても、しかし、市場がどういふふう

にそこを判断するか。市場というのはいくまでも、企業の収益性と将来性、ここがベースでありますから、需給という御指摘が先ほど求めましたけれども、私

たちは、これによって効果があるということがためにこの法案を出したというつもりはありませ

ん。

思っておりますし、決して私が不正直というわけでもありません。

○中川(正)委員 たしか相沢さんは株式市場の活性化という表現をされましたが、どっちにしても、もう一つ基本認識として、今の株式市場をどういふふう

に理解をするかということ、これも一つ基本認識をはつきりさせていかなきゃいけないことだというふう

に思ふんですね。

一般的には、株のボリュームそのものが大き過ぎるんだ、持ち合いということもあって、これを解消していく、特に金融機関が新しい構造改革を始めてくる中で、株のいわゆる制限ということも

これあり、このところをいかに同時に達成をしようと思うと、なかなか大変です。それと認識、これは私も持っているんです。

それはどうなんですか。皆さん方には共通した認識だと思ふんですが、それでいいんですか。

○相沢議員 私と金子議員と答弁のニュアンスが違ふというお話でありましたけれども、そういうふうにお聞きになられたかもしませんが、しか

しそれは、私も、そういうつもりはないのであります。

ただ、私は、ちよつと繰り返しになって恐縮ですけれども、緊急経済対策の中に三つの大きな

テーマがある、不良債権の処理と株式市場の活性化、それからもう一つが土地流動化を含む都市再

生、その株式市場の活性化対策の中の一つの項目だということをお願いしているの

でございます。

で、アメリカは株の保有をかつて原則禁止、それからヨーロッパにおいても制限を

している。そういう情勢の中で、日本も銀行の株保有を制限する。ですから、金融安定の考え方の線上にその対

策を打ち出そうというふう

に考えているわけであり

ます。

ですから、いろいろな要素で株式市場活性化ということを考えているので、それが市価対策、株

価対策にというふう

にそう短絡してお考え

いた

だ

か

ない

ようにお願いしたいと思

います。

共通して言えるのは、どうも今しなければいけないのは、このボリュームというものを正常な状況に下げる。それからもう一つ言えば、ROE、いわゆる一株当たりの利益率、いわゆる利益を還元する株というものの対する投資の魅力とい

いますか、特に一般の個人投資家にとつての本来の株式投資というものの対する魅力を増していくとい

うこと

から考えていくと、今、持ち合いで持っているものを市場に放出される、あるいは、もう一つ

後ろにある全体の株式市場のボリュームが企業の活動に対して大き過ぎるという

ようなことが指摘をされます。

これは、私が指摘しているだけじゃなくて、専門家の間から絶えずその指摘が出てくるわけ

です。このところを見逃していくと、日本の株とい

うのは見誤るんじゃないか、いわゆる麻薬を打ち過ぎてしまふんじゃないか。

今我々一生懸命になっているのは、銀行をどうするか、不良債権をどうするか。株価が時価会計

になつて上り下りするものですか、それで一喜一憂して、株を何とか支えなきゃいけないとい

うこと

で一生懸命になるわけですから、その後のろにある構造というものがもつと議論されなければなら

ないんじゃないか、その上に立つて政策が出てこなければなら

ない、こんなふう

特に総量の部分、さつき数字を挙げられました。あのバブルのときに多くの企業がエクイティファイナンスというものをほとんど発行してしまつた。この部分の解消がほとんど行われていないというのは御指摘のとおりであると思つております。したがうして、私たちとしても、この増量した部分というものを消却していつてほしいということの要請といえますが、我々の気持ちでありますけれども、ここを消却してくれるのが本当は一番いいと思つております。

ただ、今の現状で考えてまいりますと、直接投資の方へどんどん今マーケットが移つていく。そうしますと、そういう行動を放置したまま進めていく、つまり過剰資本というものを処理しない企業というものは、これはもう株主からも取引先関係からもいづれ見放されてくる。それができないところは、つまり過剰資本と思われているような会社、その資本を有効に活用できない企業は、当然でありますけれども、衰退といえますか、見放されていく。

今回の金庫株の議論とは必ずしもその部分は関係ありませんけれども、そういう消却という方法は、特例として企業がそういうことをやるような準備といえますか環境整備は、中川先生御存じのとおり、国会でもしてきたわけですよ。そういう中で、繰り返しますけれども、企業がこれから経営戦略としてそういうものをどういうふうに行うに活用するか、もしくは効率的に活用するかというものが、多分おのずから競争力の決め手になつてくるんだと思ひます。

○中川(正)委員 その共通認識の上に立つて議論をしますと、どうも今回の金庫株の意味合いがわからなくなつてくるんですよ。

というのは、本来は消却をすべきところなんです。ね。もともとねらいというのは、証券市場の活性化という漠とした話だけで、本音のところはなかなか出てこないんですが、できれば、放出したときにそれぞれが自己株を買い取つて持つていきやすいような形をいいますか、そんなところ

から議論が始まつたわけですが、これは、本来はそこで持つておいてだけじゃなくて、消却してしまふ。消却してしまふことによって、本来の株に対する魅力が出てくるということ、これをねらつていかなければならないということであるにもかかわらず、逆に、そうじゃなくて、いや持ち続けていてくださいよ、それでまた時が来たら放出してくださいよという枠組みをわざわざ今の時期になぜつくらなければいけないか、こういうことなんですね。

○金子(二)議員 今回の枠組みは、市場から吸い取つて、やがて放出していただきたいということではなくて、消却もできる、ストックオプションにも使える。

それから、今回一番問題になつておりますのは、全体の市場の問題もさることながら、つまり、エクイティファイナンス等々によつてポリュームがふえたものを減少させるのが大事だというお話、御指摘ありましたけれども、それと金庫株とは違いますよと私があえて申し上げたのは、個々の企業にとつてみれば、今度、市場から買い上げてきた金庫株というものを、先ほどから説明しておりますとおり、産業再編に使えるということ。

もし今のまま使えないとすると、さなきだに株式市場が過剰感があるところにまた新たに新株を發行するところ、先生がまさに御指摘される懸念のことを企業としてはやらざるを得ない。だから、今ある範囲の株式を産業再生に、合併とか分割とかいろいろありますけれども、そういうものに使いましよというところでありまして、まさに今度の金庫株の目的というものが、市場対策というのとは副次的な効果という部分はもちろん否定いたしませんけれども、それよりもっと、今申し上げた焦眉の急としての産業再生の動きの中で、新たに過剰な新株を發行させるということを防止しながら効率的にできるというのが今回の法の趣旨だと思つております。

○中川(正)委員 MアンドAの場合は、新株發行

するといったつて、とつたりやつたりですから、トータルで変わらないんだと思ふんです。

その議論じゃなくて、もう一つ言えば、ここで一番必要なのは、魅力のある市場と、それから市場に対する信頼だと思ふんですよ。

いかに信頼を市場につくり上げていくか。これがないから、特に日本の個人投資家なんというのは株をかうというのにはギャンブル、それこそさつき証券取引等監視委員会の実績が出ていましたけれども、あんなでいたらくですから。それはだれが見ても、今の証券市場というのは、正常に動いているということじゃなくて、本当にごく一部の機関投資家の中で特殊な金もうけをやつていゝんだ、それに我々関係ないよというぐらゐ、我々がまた歩いたら、先生でもそうだと思うんですが、一般の投資家は言つていますよ。

そういう人たちに對して、いや、そうじゃないんだよ、これは個人にとつては、資本に参加をしていく、それを運用して、活用していく、そういう健全な、そしてまた必要な市場なんだよという、そこをかり取つていかなきゃいけないと思ふんですよ。

ところが、今回ののは、その一番大切なところをまた反対向いて行つていくわけですよ。もともとこういう機能を入れ込むじゃなくて消却をしないきやいけないうところに、金庫株という形で持つていいですよと片方で言つて、もう一方で、ではインサイダー取引大失火ですね、あるいは、それぞれ一部の人がこれでまた利益を得ていくというような構造になりませんねというところに対して、四月までちょっと待つてくだささい、その中身はもう少し相談してからにしますという話が一つ出てきて、かつ、アメリカの制度がずっと出てきましたよ、それに対してセーフ・ハーバー・ルールを適用していきましょという話が出ましたけれども、一番大事な、それをいかに運用していくかという部分、これに対して確証がないんですよ。

日本が、番これまで責められてるところといふのは、仕組みはいろいろアメリカのまねをして

つくつていけるけれども、中身でやつていけることは全然違いますね。これは海外の投資家も言つていふことであります。その、運用に對してのしつかりとした議論がないままに、さつきの証券取引等監視委員会あたりの答弁を聞いていますと、これまでと全く変わらないような形でしかやつていけないというふうなものが出ていゝわけじゃないですか。

本当にこの証券市場を何とかしたいということの共通認識があるとなれば、与党の皆さんも、このところはやはりしつかりやつていかなきゃいけないところだといふふうに思ふのです。その前提がなければ、この法律は、不安だけが増強して、肝心の機能というものは全く働いていない。いわゆる市場に對するメッセージもその逆なんだよ。専門家からは、こんなものは何をやつていゝんだといふふうな形で見られる可能性もある、決めつけませんけれども、可能性もあるというふうな議論でしかないのじゃないかということなんですね。そこについて、どうですか。ちょっとと反論してください。

○相沢議員 日本の経済規模等を考えまして、果たして今の株が多いかどうか。これは議論があるかもしれないが、しかし一般にそういう印象があることは事実であります。また、特に持ち合い株の解消ということは経済界からも強い要望があるわけでありまして。

私も、株式市場活性化対策を検討いたしましたときも、銀行の保有株式の共同取得にあわせまして、やはり企業の持ち合い株の解消を進めるために、例えば等価交換を考えたかどうか。これは非常に要請の強いところであつたわけでありまして。このことも検討いたしました。まだ課題として残つております。

ただ、その際に譲渡益が発生する場合があるわけですね、それをどうするか。それに対して通常の課税であるとする、魅力がないばかりか促進されない。ですからその場合に、譲渡益課税について、非課税とすることが無理なら、例えば繰り

延べを認めるとか、何か方法を考えられないかというところも検討をいたしておたのであります。少なくとも、そういう形でもって持ち合い株の解消というのを促進することによって、市場の出過ぎた株を減らすということも真剣に考えておりましたし、またこれからのことも考えているのです。

それからもう一つ、証券取引等監視委員会の問題に關しましては、予算とかあるいは行革の關係がありまして、事務局の立場としてはなかなか言いにくいことだと思つたのですけれども、確かに、金庫株の解禁の問題とも関連をいたしまして、やはり体制の充実を図つていかなきゃならない。特に人員であります。そのことについては、私も去年金融再生委員長をやつておりましたし、痛感している問題でありますから、これからのバックアップしてやつていきたいと思います。

ただし、これは余計なことかもしれません、アメリカのSECと日本の証券取引等監視委員会と違ふ点は、SECの場合は、証券の企画、指導等、そういう行政もあわせてやつております。それを日本の場合は金融庁が持つておることです。その点の違ひがある。それから、もちろん株式の数の、上場銘柄もアメリカが圧倒増しという状況でありますし、それから、金額の点その他についても大きな差がありますから、直ちに三千対二百何十という比較にはならぬと思います。思いますが、いずれにいたしましても、その体制整備について、我々も及ばずながらバックアップしてまいりたいということを申し上げておきます。

○中川(正)委員 どうですか、相沢議員、すべてアメリカの方式でなくてもいいと思うんですが、少なくとも、もう少し独立性を持たせて機能的にやつていく、そのような方向というのは、いわゆる証券市場が大切なだけに大事なことだと思うんですよ。今、金融庁の下にいて、一つの本営に小さな部署だけで、その範疇の中でやつていくよりも、企画立案能力も持たせながら総合的に対応

していくというふうなことで、これぐらいまでひとつこの際は踏み込んだらどうかということ、これは私たちの気持ちなんです、どう思われますか。

○相沢議員 自民党の中におきましても、この問題に關しましては、ちよつと正確な名前を忘れましたが、小委員会を設けて検討をいたしております。いなくなつちやつたけれども、塩崎氏が委員長をやつていらしてね。それで、この委員会におきましていろいろな議論をしたのでありますが、結論的に言いますと、そういうような考え方、あるいはまた今の体制でやつたらいいということ、意見が分かれております。

いづれにいたしましても、このことについてはこれから検討を続ける問題だというふうな考えでございますが、直ちに、アメリカのSEC体制がいろいろというふうな私どもとしては考えておりました。

○谷口議員 まず初めに、先ほどの件について私の考えていることを述べさせていただきますと思つたのです。

今、中川委員の方も、市中に供出されている多数の株を売却するということはいふことだということをおっしゃつて、しかし売却だけではないんではないかというふうなお話だったのかと思ひます。けれども、ROEのことには言及されたと思ひます。過大な資本金を削るというのは、ROEを基本的に高めることになるわけですから、これはそういう意味ではいいことなんだろうと。

また、経営の多角化といふんです、今も金子提案者の方からおっしゃつたわけでございますが、組織の再編だとかまた事業の再編だとかいつたときに、みずから持つてゐるその自己株を供出できるというふうな選択肢が広がるというのは、やはり当該企業にも極めて有益なんだろうというわけでございます。

ですから、今おっしゃつたように、証券市場の公正性、健全性の問題があり、かつまた証券市場に参加する参加者の問題もあるわけで、基本的

に、我が国の最近の経済状況を見ますと、やはり構造的にいろいろな問題を含んでおります。そこで、株式市場が公正でまた健全であらなければいかぬ、一方で、そこに参加しておる企業が元気にならなければ景気の回復もないわけでございますから、こういう構造改革を行つた上で、当該企業の再編に資するという意味においても、今回の自己株の原則自由化というのは資するものなんだろうというふうに思つておられます。

そこで、証券取引等監視委員会のことについてお話をさせていただきたいわけでございますが、やはりアメリカの状況を見ておりました、どうも証券市場だけをチェックすることではなくて、御存じのとおり、業種が取り払われて、銀行だとかまた保険だとか、こういう一体的な流れで、自由に営業ができるというふうな流れがあるわけでございます。

そういう状況の中で、全体的なチェックと申しますか、そういう意味においては、むしろ金融庁の証券取引等監視委員会の体制を充実させて、今中川委員のおっしゃつた企画立案等も当然そこに入れまして、総合的なチェックを行うということにより、層そのチェックの体制を高めるといふことになるのではないかと、このように思つております。

○中川(正)委員 企画立案までそれに入れ込んで証券取引等監視委員会を見直していくというのは、これは政府・与党の共通意思なんです、個人的な話ですか。(谷口議員「個人的」と呼ぶ)

個人的な話なんです。頭張つて下さい。私が言つてゐるのは、さっきのような目的であれば、一つは、一般の金庫株までという形でやつてもよろしいよ、いわゆる制限なしですよというところまで広げるということ、これまでなぜそれをせずに目的を限定してきたかということから考えると、逆さまでと思つてます。

まず市場に対して信認を得るための装置というのをしっかりとつておいて、これまで装置ができたから、今回はその目的を自由化させようとい

うんだつたらわかる。だけれども、今、逆で、自由化をまずしますよ、それで装置は後から考えます。さっき、それは政府の意思ですかと云つたら、いや、そうじゃなくて個人的な見解だ、こういうところに終わるわけですから、このところがしつかりやつていないということは事実なんですよ。

それに対して自由化するというのは、そんなに効果がないにもかかわらずこれだけ自由化しておいて、結局は、市場に対する個人投資家の信認を失うだけの効果しかないということじゃないですかということなんです。

そこで、個人的見解はよろしいですから、ちよつと金融庁に聞いてみましょう。金融庁がそこをどう考えていくか、やはりこれがないと我々は賛成できません。国民もそうだと思うんですよ。

○三國谷政府参考人 お答えを申し上げます。

近年、金融コングロマリットの出現といった、一つは金融の担い手の一体化、あるいは金融商品の一体化、こういった流れが急速に進展していることを踏まえ、銀行、証券、保険の各分野を業態横断的に所管し、企画、検査、監督、監視と機能別に編成している金融庁の現体制はこうした流れに沿つてゐるものと考えております。金融を取り巻く環境の変化に的確に対応した、機動的かつ総合的な政策の遂行が可能となる体制になつておると考えております。

○中川(正)委員 もうこんな答弁はやめさせないよ、与党。何とかして下さいよ。こんなのは進みませんよ。

○保利委員長 金融庁三國谷監理官、御発言ありがとうございます。――速記がとりにくくなりますから、私語は慎んでいただきたいと思ひます。

金融庁三國谷監理官。○三國谷政府参考人 現在の中央省庁改革によりまず新体制がスタートしたばかりでございますので、私ども、組織論につきまして直接コメントす

るといふことはいかかとは思いますが、私ども、現在、金融コングロマリットの出現といった、金融の担い手の一体化あるいは金融商品の一体化といった流れが急速に進展していることを踏まえ、銀行、証券、保険の各分野、繰り返しますが、これを業態横断的に所管し、企画、検査、監督、監視と機能別に編成しております金融庁の現体制はこうした流れと一致しているのではないかと、金融を取り巻く環境の変化に的確に対応した、機動的かつ総合的な政策の遂行が可能な体制になっているのではないかと考えているところでございます。

○中川(正)委員 なかなか、現実的なというか、具体的な話が出てきませんから、この際、全くの目的の自由化ということじゃなくて、さつきから言われているMアンドA対策であれば、MアンドA対策をそれに追加して、セーフ・ハーバー・ルールも含めて入れておいて、証券取引等監視委員会、この方向性がはつきりするまでそれで限定した運用していく、そんな話にしたらどうですか。

○金子(一)議員 ちょっと御質問の趣旨がよくわからなかったんですが、今回、代用株、MアンドAみたいなものにだけ対応するような法改正にしておいたらいいんじゃないの、つまり部分的にだけ何か直したらいいんじゃないのという御趣旨の話ですか。

○中川(正)委員 いや、さつきから聞いていたら皆さん、株価対策じゃないと言っている。金庫株で持っている必要がないんだ、それはMアンドA対策なんだということでしょう。だったら、それに限定したらどうですか。

それで、自由化するということは、さつき言ったように、インサイダー取引、それに対する、ちゃんとした市場の信頼を得られるような日本のSECの体制ができていないということがはつきりしているじゃないですか。だから、それをはつきりさせて全体の議論をしたらどうですかということなんです。

○金子(一)議員 我々の趣旨は決してそういうことではありませんで、今回の行為というのが、単にMアンドAだけでなくて、取得を全体として自由にするかわりに、つまり入り口のところを自由にするかわりに、むしろ出口のところをはつきりさせることによって、現在、法が不整備になっているところも直しておきたい。それから、今までの、特定の目的のために特定取得するというようなやり方というのを今回改めていきたい。ストックオプションの目的、MアンドAの目的、何とかの目的というような規制をやるよりも、こういうような、より資本の効率が求められる状況になっておりますので、全体として企業にとつての資産というものが効率化を図れるようにしていきたいというのが今回の眼目であります。

今御指摘のように、MアンドAの部分だけ改正したらいいじゃないかということになりますと、なおさらに、余談でありますけれども、出口のところの規制というものを全く抜かしちゃうみたいな話になりますものから、そうではない、全体のことを考えていきたいというのが趣旨であります。

○中川(正)委員 いや、出口の規制、株主の意思を反映していくということ、これについては別に反対していいんです。大いにそれは入れたらいいじゃないですか。

ただ、目的を限定させていくということではないと、逆に市場の信頼というのはいずれに崩れますよ、何のためにこれをやっているんだということになりますよということを指摘しているんです。そこそこは並行議論になると思います。

皆さん、これを出してきたんだから、その体面にこだわらずに、一番もとの話がもう崩れているんだから、株価対策じゃないという話をしなきゃいけないんだから、そうだとすれば、そんなに無理をしなくて、限定した形で、一番素直な法律に変えていくべきだ、こんなふうに私は思います。

以上であります。ありがとうございます。

○保利委員長 本会議散会後直ちに委員会を再開

することといたしまして、この際、休憩いたします。

正午休憩

午後二時六分開議

○保利委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。西村眞悟君。

○西村委員 当法務委員会が連続して基本法に関する審議をしておるわけでございます。前のときは中間法人法、これは民法三十四条の公益法人の設立原則に関するところでございました。このたびはまた商法という基本法の改正でございまして、これも定款の絶対的記載事項を変更するというような内容を含んでおります。

そこで、この質問の入り口で私が奇異に感じていることを申し上げてから、具体的な質問に入りたいんです。

民法という基本法の審議に当たっては、民法三十四条、公益法人は、一般的禁止、個別的禁止解除、つまり、許可制によって設立するというのは、時代の趨勢においても改正すべき必要があるのではないかと申し上げたときに、法務大臣は、百年統一のお制度でございますからということで、改正にはお触れにならなかった。このたび、緊急経済対策ということで、商法の基本原則を変更するという法案が出てきておるわけですね。

これは、御質問いたしますと申し上げてはいなかったんですが、したがって感想程度で結構でございますが、我々は、基本法をいかに変更していくのかということについて統一した一つの姿勢が必要ではないかな。

つまり、時代の推移と経済の動向に照らし、立法事実が変化することに照らし、合理的と考えれば、立法府は、憲法であれ民法であれ商法であれ改正するんだ。一方では、改正の必要なしというときに、百年統一しているからという理由が、法務

大臣が御答弁なさった唯一の理由だったと思えますけれども、こういう姿勢ではだめなんだ。法を立法するところは、合理的と判断すれば、審議を尽くしていかなくても変える。百年統一という理由では、変えないという理由にはならないということではないかなと思ふんです。これはお知らせしていませんが、何かありますか。

○相沢議員 私、先生の御意見に全く同感でありまして、ただ単に百年統一だからという理由だけでそれは変えるべきではないということにはならない。

ましてや、商法のように、それこそ日々新たに動くところの経済界の要請に対応しての法制ということになれば、それはしつこく変えるということについてはまた問題があるかもしれないけれども、やはり時宜に適した改正というものはやっつけなければ、かえって経済の発展を妨げる原因にならないかというふうに思っております。

○西村委員 このたび、緊急経済対策ということで、商法の改正ですね。商法二百十条の自己株式の取得というのはいよいよ緊急経済対策なんだろうとびんとくるんですが、そのほかの、額面無額面株式制度を廃止する、設立に際して発行する株式の価額の規定を定款の絶対的記載事項から削除する、商法百六十八条の三の最低株式発行価額の規定を削除する、これらは緊急経済対策というふうに関係しているのか、簡潔に御説明いただけますたらありがたいと思います。

○漆原議員 今回の改正で百六十八条の三を廃止したその趣旨ということで今お尋ねいただいたわけなんです。百六十八条の規定は、株式の大きさが小さいと会社が要する株主管理費用、コストとの間に不均衡が生じて経済的に見て問題がある、したがって発行価額を五万円以上とするというふうな規制をそういう理由で設けたわけですね。

しかしながら、株式の大きさというのは、各会社が資金調達上の便利、また株主管理コスト等を考

えて自由に決めるのが本来のあり方だろうと私は思っております。法でこれを幾ら幾らというふう

に強制するものではない。また、株式の大きさに
ついての規制があるために、今度は株式の分割が
できないという不都合が生じます。あるいはまた、
株式の流動化が阻害されているという現実の
指摘もございします。

また他方、株主管理費用のコスト削減を図るこ
とについては、必ずしも株式の大きさを大きくす
ればよいというのではなくて、今回、単元株制度
を採用して、単元未満株の議決権を否定すること
によって同じ効果が期待できる、こう考えており
ます。

そこで、改正法においては、これらの事情を考
慮して、株式の大きさについての規制を撤廃す
る、したがって、これによって資金調達に便利、
そしてまた株式の流動性が確保されて経済対策に
つながるだろうという考えでございします。

○西村委員 百六十八条の三だけにお答えになり
ましたけれども、百六十八条の三は、昭和五十六
年ぐらいに改正されて、その立法趣旨は、つい二
十年前、本当に価額の小さな株式が大量転流通
するのを防ぐという趣旨じゃないかという趣旨じゃなかつ
たかなと思っております。この立法趣旨は現在何の
障害になっておるのか、ある意味ではこの立法趣
旨はまだ合理性を維持しておるのではないかと、こ
ういうふうに思いますが、この立法趣旨にまさる
経済的緊急対策効果があるんだというふうにお考
えてですか。

○漆原議員 五十六年の改正のときは、例えば千
円の株式であった、価額千円の株式に株式の管理
コストが三千円もかかった、これではコストがか
かり過ぎて大変だという話があった。そういうこ
とで、株式の大きさを五万円以上にしようじゃな
いかという観点の立法趣旨が強かったんじゃない
かなというふうに記憶しております。

○西村委員 緊急経済対策の緊急性という関係
があるんですか。また、先ほど聞きました額面
無額面の廃止、発行価額の定款絶対的記載事項か

らの削除等は緊急経済対策とはどういう関係がご
ざいしますか。

○漆原議員 先ほど申しましたように、株式の流
動性を確保する、あるいは小さい金額でも株式の
売買ができる。例えば、額面株が大きな金額に
なっておりますと、券面額に拘束されやすい、あ
るいはこれは誤解なんでしょうけれども、そうい
う誤解も生ずる、また、株式分割の手間がかか
る。そういう意味では、単位を小さくして資金調
達の便利あるいは株式の流動性を確保できる、こ
ういうふうに考えております。

○西村委員 私、別に反対しておるんじゃないん
です。基本的な法律に対する改正ですから、立法
趣旨はやはり記録に残すべきだ、こう思うんでき
ね。

額面株式は、誤解を生ずるとおっしゃいますけ
れども、既に百年の歴史がありまして、株式とい
うのは割合的単位であるということぐらいはみん
な知っておるので、今、額面株式を誤解して混乱
が起こっているという状況もないわけですから、ま
あ、そういう趣旨で改正だというわけではござ
いしません。

さて、次に、二百十条について御質問しますけ
れども、理論的に、株式というものは有価証券で
ある、転々流通する有価証券である、したがっ
て、日本銀行が日銀券を取得するように、本来は
自由な領域にあるんだ、このことについてはいか
がですか。本来は、理論的に、株式という有価証
券を取得するのは、日本銀行が日銀券を取得する
のと同じように自由な領域にあるんだということ
についてはいかがですか。

○山崎政府参考人 株式取得の自由、これは、閉
鎖会社の場合はいろいろ制限もございしますけれ
ども、一般の第三者が取得するということに関し
ては自由であるということでございます。ただ、自
己株式はまた別問題かというふうに理解をしてお
ります。

○西村委員 他の有価証券は自由だというお答え
なんです、私は、自己株式も、株券が有価証券

である限り、本来自由な領域にあるのではない
か、こういうふうにお答え願っています。

私が指導を受けた先生の昭和十年の助論文を
読んだとき、私はついに二百十条の合理的な規制
の意味を発見できなかった、こういう結論であつ
たのを記憶しておるわけですが、自己株式は、政
策上いろいろな配慮が必要だけれども、本来は自
由な領域にあるんだとございしませんか。

○山崎政府参考人 この自己株式については、や
はりこれは政策判断でやるということで、論理的
にこうでなければならぬということではないとい
うふうに理解をしております。

○西村委員 ありがとうございます。政策判断と
私も思います。そのお答えをいただきました。

さて、その次に、その政策判断で、自己株式取
得に関するいろいろなプロセス、手続、規制と
言ってもいいものがまだ改正案でも設けられてお
りますけれども、株券を操作して不当な利益を上
げる等々は証券取引法上で規制されておるわけ
でございます。それ以外に商法という基本法で自
己株式の取得に関して規制があるわけですが、こ
のプロセス、手続の概要を御説明いただきまし
て、何を防ぐための、どういう不都合を防ぐため
の今残している政策的な規定なんだという御説明
をいただけないでしょうか。

○漆原議員 現在の商法で自己株式の取得を原則
制限している、これは、先ほど来話がありました
ように、会社の資本充実、資本維持の原則、これ
が一番大きな理由だと思っております。

○西村委員 私は、会社の資本充実ということが
どうもよくわからぬですね。取締役が先物取引で
商品を買って欠損を生じる、これも資本充
実に反するんだというふうになるのかどうか。先
ほど御答弁は明確に、理論上、自己株式といえど
も有価証券であると。したがって、有価証券を購
入するというのは商業活動をする会社の自由な領
域にあるということで、会社が自己株式を購入し
たときにはなぜそれが資本充実の原則に反するの
か、原則反しないんだらう。こういうことになれ

ば反するから、こういう手続的な規制、プロセス
に乗せて自己株式を購入するんだという御説明が
あれば私の質問に対して納得できるんですが。

○漆原議員 大変失礼しました。

今回の改正では、いわゆる金庫株を解禁するこ
とにしてありますが、自己株式の取得及び保有が
無制限に行われますと弊害を伴うおそれがあるこ
とは否定できないところでありまして、これに対
処するためには、財源や取得のための制限を設け
ることはやむを得ない、こう考えております。

具体的には、まず第一に、自己株式の取得は株
主に対する会社財産の払い戻しという性格を持っ
ております。したがって、これを無制限に行われ
ると、資本維持の原則に反して会社財産を害する
おそれがある、こう考えます。そこで、今回の改
正法案では、自己株式の取得財源を配当可能利益
等に限定し、期末に欠損が生ずるおそれがあると
きは、その取得を禁止することにしてあります。ま
た、自己株式を取得した場合において現実に期末
に欠損が生じた場合には、取締役が一定の賠償義
務を負わせているところでございします。

次に、会社が恣意的に一部の株主から株式を買
い受けたら、あるいは特定の者に時価よりも安
い、低い価額で自己株式を売却する等の行為によ
って株主の平等が害されるおそれがあります。そ
で、改正案では、自己株式の取得方法について
は、原則として市場における取引または公開買
付けによることにしております。相対取引による
ときは、そのことについては株主総会の特別決議
を要件としております。また、他の株主にも売り
渡しの機会を与えることとして、株主に平等に売
却の機会を保障することにしてあります。また、
自己株式の売却処分につきましては新株発行の場
合と同様な手続をとることにしてあります。

第三に、会社経営陣が金庫株を用いて不当に自
分の、自己の支配権を維持強化するおそれがあ
る、この指摘もされております。そこで、今回の
改正案では、保有する自己株式を特定の者に譲渡
することによってその者の支配力を強めることを

防止するために、自己株式の処分については新株発行の場合と同様の手続を講じるところでござい
ます。

最後に、自己株式の売買に伴って相場の操縦だとかあるいはインサイダー取引が行われるおそれがあります。そこで、この改正においては、整備法案において証券取引法の所要の改正を行ってその防止を図っているところでございます。

○西村委員 今出てきた取締役の責任についてちょっと御質問しますが、自己株式を取得して営業年度の終わりに欠損が生じたときは、買収を受けた取締役はその欠損額を上限として賠償責任を負うわけですね。この欠損は自己株式を取得したから生じたのであるという因果関係は、この取締役の責任については必要ないんですか。それとも、単に、二百六十六条でしたか、取締役の責任があれ
ますね、この特例でしょうか。特例であれば、自己株式の取得に関してこの特例を設けねばならない立法上の理由とは何でしょうか。

○漆原議員 今回の法案では、自己株式の取得が会社財産の払い戻しとなつて会社財産を危うくするおそれがあることから、自己株式の取得をした会社の期末の財産状態が悪化した場合に、取締役
に一定の補てんの責任を負わせることにしております。これは、現行法においての中間配当あるいは消却のための自己株式の取得の場合と同じ考え方
でございます。改正法案のもので自己株式の取得については、取得した自己株式は資本の控除
項目とされますので、消却のための自己株式の取得の場合に準じた責任を負わせることが妥当であ
ると考えます。

したがって、改正法案では、期末において、貸借対照表上の純資産額が二百九十条第一項各号に定められた控除項目の合計額を下回った場合に、その差額と、その営業年度中に取得した自己株式の取得価額の総額とのいずれか少ない場合について、取締役は賠償責任を負わされているというところ
でございます。

○西村委員 取締役の責任についてですが、私が

お聞きしたのは、商法二百六十六条でしたので、放漫な経営をして欠損を生じた、損害を生じた取締役は善管注意義務違反で責任を負いますよね。この責任は、注意義務違反と損害発生に因果関係があることが前提ですね。この自己株式取得に関しては、その因果関係は必要であるのかないのか。このことなんです。

たまたま欠損が生じたときに自己株式を取得しておつたら、すべて取締役の責任だという法案なのか。それとも、因果関係はやはり厳然として必要であるという前提なのか。そして、この特例を設ける必要性は、自己株式に関してどういう根拠で必要なのかということなんです。

○漆原議員 商法の二百六十六条の規定との関係でお尋ねでございますが、この改正案における取締役の賠償責任というのは、二百六十六条とは関係ないというふうに考えております。

二百六十六条の場合は、善管注意義務違反による損害なんです。ただ、原則として、経営の判断の失敗については株主代表訴訟の対象にならないというふうな考えが強いものですから、今回は、欠損が生じる場合には自己株式を取得してはならないという条文と今回の責任の条文をワンセットのものとして、二百六十六条とは別個な、創設的な意味でこの法律をつくった、規定を置いたというふうに理解しております。

○西村委員 ちょっとわからなくなってきたんです。

取締役の責任というのは善管注意義務です。それ、私がお聞きしたのは、欠損が生じたときに、他の原因で欠損が生じたのである、しかし、たまたま自己株式を取得しておつた、したがって、因果関係もへつたけれどもなしにその要件だけで取締役は欠損額全額の連帯賠償責任を負うのか否か、この規定によって、こういうことですね。

二百六十六条の取締役の善管注意義務からくる会社に対する責任の一般規定とは関係ないとおつたので、これはどういうことかな。もう少し

し、私が今言った因果関係は要らぬのかどうかも含めて御答弁いただいた方がいいと思います。

○漆原議員 基本的に、二百六十六条の条文とは別な考え方で置いたと理解しておりますので、因果関係は要らない、欠損額全体について原則として責任を負うというのが原則的な私どもの考えでございます。ただ、それについて注意義務を怠らなかつたということを立証すれば責任は免れる、こういう構成にしております。

○西村委員 ということは、挙証責任を転換しているということですか。二百六十六条の特例として、損害と行為の間の因果関係の立証責任を取締役に負わせただけというふうに解釈した方がいいんですか。

○漆原議員 今委員がおつたような理解をしていただいて結構だと思います。

○西村委員 しかし、取締役にはある意味じゃ過酷な責任ですね、因果関係のあるところ敗訴ありますから。

それで、私がこの質問の前提に掲げておりました、本来白山な領域にあるんだ、ただ、不都合が起る危険性は最小限回避の担保をしなければならぬという原則からすれば、このような過酷な責任をもつて自己株式取得を可能にするというのは、改正前の二百九十条の方がまだましではないか、こういうふうな感じがするのですが、これが真に緊急経済対策になるのか、機動的な会社の株式運用等々に資するののかという点については、まあやってみなければわかりませんから、自信を持って資するということ答弁をいただいてもいいんですけれども、どうなんでしょうか。

自由な領域にあるものに対して余りにもちょっと過酷過ぎないかというのが私の感想ですが、二百六十六条の一般規定ではないのか。株主総会で決めているじゃないか、全株主が合意してやったんじゃないか、そこまで手続的に重くしているんだ。ただ単に、代表取締役会が機動的なことだけで商品取引、先物取引がどんどんできるんですけれども、それについての損害も二百六十

六条でカバーしているとすれば、株主総会で決めて、静々と手続に流れていって自己株式を取得した、そしてたまたま欠損が出た、決算したときに、自己株式取得をしているから取締役に行くのとはあんまり直結するといふような責任体制は緊急経済対策にならないといふかなというふうに感想を持ちますが、いかがですか。

○漆原議員 今委員おつたように、挙証責任のあるところに敗訴というのは、まことにそのとおりだと思います。

ただ、一方では、自己株式取得というのは、自分の会社の財産の株主への払い戻しという性格も持っておるわけですね。そういう意味で、現行法においても、先ほど申しましたように、消却の場合には同じような条文が置いてあるわけです。したがって、一方では機動性という要点もあります。債権者の保護、会社財産の不当な流出を防ぐという点も商法の大きな要請でありますから、その調整を図つた。そしてまた、現行法でも株式消却の場合にはそういう法律があるわけですから、今回の改正法もその同じような考え方から文化したというところで御理解をいただきたいと思ひます。

○西村委員 最後にしますけれども、私は、自己株式の取得は出資の払い戻しという発想がわからぬのです。自己株式を取得したんです。会社が購入したんです。購入代金じゃないんです。有価証券で、財産科目になるんです。自動車を買った会社が買つた、その株主になった、自動車相対額を会社が払う、これは出資の払い戻しと言ひま
せんわ。自動車は有価証券たる株式だ、それがたまたま自分の会社だ、これだけの話じゃないかと思ひます。

時間が来ましたのでこれでやめますが、この点については、先ほど御答弁、確認いただいた、商業活動として自由な領域にあるんだ、本来禁止されているものを特別に禁止を解除しているんじゃないんだ、本来自由な領域にある、しかし必要な規制は最小限度するという自由主義経済の当然の

原則で、もう少し点検した方がいかなという感想を持ちながら、質問を終わります。ありがとうございます。

○保利委員長 次に、木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫です。

今回の議員立法による商法改正の一つの柱が自己株式の原則解禁という問題であります。法務省にお聞きをいたします。

我が国に商法、会社法、いわゆる株式会社法が確立してから百年を超えるわけであり、我が国の株式会社法は、基本的に、原則的に自己株式の取得、保有を禁じてきました。改めて、その基本的な考え方はどのようなものであったのか、きちっと整理して答弁をしていただきたい。お願いをいたします。

○山崎政府参考人 理由は四つほどあると理解をしております。

まず第一は、資本維持の原則。けさからずっとこの文言が出ていますけれども、結局、自己株式の有償取得をするということは、実質的には株主に対する財産の払い戻しと同じではないかということでございます。ですから、そういう関係で、自己株式が大量になるということになると、それだけ財産が空洞化する、会社の債権者を害するおそれがあるのではないかと、これが第一点でございます。

それから第二点は、会社が恣意的に一部の株主から株式を買い受たり、保有する自己株式を特定の者に時価より安い価格で売り渡すということによって株主間に不平等を生じさせるおそれがある、いわゆる株主平等の原則に反するのではないかということでございます。

それから三番目でございますけれども、自己株式の取得により議決権を有する株式の総数が減少するわけでございますが、そうなりますと、一部の者の支配力を相対的に強めることになるおそれがあるのではないかと。また逆の場合もございす。保有する自己株式を特定の者に譲渡するということになってその人の支配力が強くなる。こう

いう支配の公正の問題。

それから四番目が、午前中から出ておりますように、インサイダー取引が行われるおそれがあるのではないかと。この四つに大体集約できると理解をしております。

○木島委員 非常にわかりやすく整理されていると思うのです。

私、この四つの観点というのは、いずれも株式会社法制の持つ基本的な性格に由来するものだと思います。株式会社法制は基本的に有限責任でありますから、出資された株式、いわゆる資本、その範囲内でしか出資者、株主の責任はない。基本的な性格が有限責任である、ここに最大の特徴があるわけです。それが、資本主義の発展に寄与した、広く国民大衆の資本を集める最もふさわしい仕組みだということでもあります。それは逆に言いますと、会社との取引の相手である債権者から見ますと無限責任を追及できないという立場で、取引の安全というもう一つの大きな柱から見ますと、資本充実の原則がまことに欠かすことのできない本質的な要素だと思えます。これは、株式会社法制が続く限り守り抜かなければならない大事な原則だと私は考えております。

そういう立場から、歴史的に見ますと、我が国の場合、ずっとその原則は戦前戦後守り抜かれてきたわけでありまして、九四年、九七年、九八年、二〇〇〇年とそれぞれ、法務省、政府提出の商法改正法案あるいは議員立法として、一部自社株、自己株式取得が解禁をされてまいりました。改めて、今回非常に大事な原則にかかわる改正法案でありますので、その歴史的な自社株、自己株式取得解禁の具体的中身、これも整理して法務省に御答弁を願います。

○山崎政府参考人 四回分の改正についてお尋ねでございますので、順番に申し上げます。

一九九四年、平成六年の改正でございますが、これにつきましては、使用人持ち株制を実現するために、使用人に譲渡するための自己株式の取

得、それから定時総会の決議に基づく利益消却のための自己株式の取得、閉鎖会社における株主の相続人からの自己株式の取得等がまず認められたわけでございます。

それから、一九九七年、平成九年の商法改正でございますが、これではストックオプションとして使用するための自己株式の取得が認められたほか、いわゆる消却特例法がございすけれども、これが制定をされまして、取締役会の決議に基づく利益消却のための自己株式の取得が認められたということでございます。

それから、三番目の一九九八年、平成十年でございますが、これにつきましては、今申し上げました消却特例法が改正をされまして、取締役会の決議に基づく資本準備金を財源とする自己株式の取得が認められたわけでございます。

最後に、二〇〇〇年、平成十二年の商法改正でございますが、これは、会社分割制度の創設に伴いまして、いわゆる吸収分割の場合に例外的に自己株式を取得することができるといふことの改正が行われたと承知しております。

○木島委員 九〇年代に入って、徐々に徐々に自己株式取得の原則禁止が解除されてきた。二つの側面から解除が広がってきた。一つは自己株式取得の目的面から、もう一つは原資、資本金、資本準備金、利益準備金とありますが、自己株式を取得する原資について広がってきた。

私も日本共産党は、これらの解禁拡大に基本的に反対の立場で態度表明をずっとしてきたわけでありまして、拡大されてきたとはいえ、やはりそこには、これまでの改正法には限定がなされていたと思うのです。資本充実の大原則を初めとする、自己株式は基本的に取得をしてはならぬという株式会社法制の基本的考え方からくる制約はあったと思うんです。

そこで、改めて、こういう四回の改正についてお聞きしましたが、こういう限定がつけられたその主たる理由、考え方、どんなところにあったのか、これも法務省からきちんと説明いただきたい

と思うのです。

○山崎政府参考人 一番代表的な限定でございますが、これは株主総会の決議が要ということと配当可能利益の範囲内で行うというものがございす。これにつきましては、自己株式の取得が実質的には株主に対する会社財産の払い戻しだ、そういう性質を持つものであるという考え方から、自己株式の取得は利益配当と同様の性質を持つということになることから、株主総会の決議が必要である。利益配当でございますから、配当可能利益の範囲内で行う、こういうのが一つの範囲の定め方でございます。

それから、若干違う定め方をしているものもございす。例えば、定款による授權を要するという形で行われているものもございす。ただ、これも定款を定めるときにきちっと總會を通しておりますので、その範囲内という同じような仕切りかと思えます。

それからもう一つは、先ほど委員の方からも説明ございましたけれども、準備金を用いて取得を可能にするという、平成十年の消却特例法の改正におきましてとられたものでございす。これは、資本準備金と利益準備金の合計額から資本の額の四分の一に相当する額を控除した額の範囲内で自己株式を取得することができ、こういうことでございまして、この理由は、大量のエクイティファイナンスによって、会社内に多額に積み立てられました資本準備金を活用して株式の消却を促進することにあつたということと承知をしております。

大体、以上の理由によるものというふうに承知しております。

○木島委員 そこで、提案者にお聞きをしたいんですが、今、百年に及ぶ我が国の株式会社法制の基本的な考え方、自己株式取得に関する基本的な考え方が法務省から説明がありました。

今回は原則的に解禁をするという改正法案なんです。提案者として、株式会社法の基本的な考え方、その背

景にある考え方、こうしたものは、二十世紀、これからの我が国の株式会社法制度の発展にとつて守るべきものと考へておりますか、それともこんな原則はもう捨て去つていいと考へておりますか。株式会社法制度の根幹にかかわる問題ばかりでありますので、今回提案する皆さんの、代表者で結構ですが、基本的な認識をお聞かせいただきたいと思つております。

○漆原議員 今回、自己株式を取得し保有できる、原則として自由にするという理由でございませうけれども、二つあります。一つは、社会経済的な必要性への対応という経済対策としての側面と、もう一つは、過剰規制の見直しという規制緩和の側面が挙げられます。

まず第一点の社会経済的な必要性への対応という点については、企業が、競争力強化のために今盛んに合併とか株式交換あるいは会社分割等の組織再編を行つておりますが、その再編の際に発行すべき新株にかへて会社の保有する自己株式を割り当てることができると可能とするなど、自己株式の活用をより柔軟にすることが要請されております。新株発行に伴う会社の配当負担の増加とか、あるいはそれによつて株式の価値が相対的に下がるというのを防ぎながら、機動的な組織再編を行うことが可能になります。

また、自己株式の取得を原則として自由化してその活用方法を多様化することによつて、会社が自己株式を取得する機会がふえるために、その結果としてございませうが、株式市場における株式の需給バランスの改善に資することにもなるというふうに考へております。

二番目の過剰規制の見直しという観点でございませうが、この観点では、現行商法が自己株式の取得を禁止しているのはそれに伴う弊害を防止するためでありましたが、自己株式の取得を禁止しなくとも他に適切な防止措置を講ずることができるといふのであれば、自己株式の取得を禁止することは過剰な規制であると言わざるを得ず、それを放置しておくことはかえつて企業の活動を制約す

ることにもなりかねない、こう考へております。そこで、改正法案におきましては、指摘されております種々の弊害に対して適切な防止措置を設けた上で、自己株式の取得及び保有を原則として自由とすることが規制緩和の観点からも適当であると考えたものであります。

したがつて、委員先ほど申されたように、株式会社の性質に由来するいろいろな制限、しかしそれに反しない程度であれば、それによつていろいろな弊害が防止される防止策を講じれば、改正しても構わない、こういうふうにお考へておるところでございませう。

○木島委員 提案者から、原則自己株式取得を今解禁したその理由が述べられたんですが、私が聞きたいのは、その必要性、理由の前に、提案者として、日本の百年間の株式会社法制度によつて立つ原則、資本充実の原則、株主平等の原則、経営者の会社支配の公正、これは弊害とは違ふんですね。弊害ではないんですね。基本的なこういう考へで日本の株式会社法制度、会社法制度、資本主義のありようを前進させていこう、そういう考へです。

この考え方に対して、守るべき価値のあるものなんだと考へているのか、今ちょっとおっしゃられました、競争力を強化するためにはそんな原則はもう守るに値するものではないんだ、そんなお考へで今回の立法提案をなされているのか。その根本的な百年間の日本の会社法制度を貫いてきた原則に対してどういう考へをされているのか、そこを聞きたいんです。

○漆原議員 いろいろな弊害についてどう対処しているか、そこを御理解いただければ、お答えになるんじゃないかと思ひます。

今回の改正では金庫株を解禁することとしておりますが、自己株式の取得及び保有が無制限に行われると、委員おっしゃつたような弊害を伴うおそれがあることは否定できません。これに対処するためには、財源や取得のための制限を設けることはやむを得ない。先ほど申したとおりでござい

ます。具体的には、まず第一に、自己株式の取得は株主に對する会社財産の払い戻し、こういう性格がありますので、無制限に行われた場合には、資本維持の原則に反して、会社債権者を害するおそれがあります。そこで、今回、改正法案では、自己株式の取得財源を配当可能利益等に限定し、期末に欠損が生ずるおそれがあるときは取得を禁止しており、さらにまた、取得をした場合においても、現実に欠損が生じた場合には取締役賠償責任を負わせております。

次に、会社が恣意的に一部の株主から株式を買ひ受けたら、特定の者に時価より安い価格で自己株式を売り渡す等の行為によつて株主の平等が害されるおそれがあると考へております。そこで、今回は、改正法案では、自己株式の取得方法について、原則として市場における取引または公開買付けによることとしております。相対取引によることは、売り主について株主総会の特別決議を要することとした上、他の株主にも売却の機会を与えることとして、株主に平等に売却の機会を保障することとしております。また、自己株式の売却処分につきましては、新株発行と同様の手続によることとしております。

三番目に、会社経営陣が金庫株を用いて不当に自己の支配権を維持したり強化するという指摘もなされておりますが、改正法案では、保有する自己株式を特定の者に譲渡することによつてその者の支配力を強めることを防止するために、自己株式の処分の際には新株発行と同様な手続によるということとしております。

最後に、御指摘のような相場操縦、インサイダー取引がなされるおそれがありますが、これは、整備法案において証券取引法の所要の改正を行つて、その防止を図つております。

したがつて、原則維持しながらも、弊害について適切な措置を講じつつ、その原則の範囲内において所要の改正を加えている、こう考へております。

○木島委員 今日我が国の会社をめぐる現状を大局的に見ますと、例えば山一、倒産、拓銀の倒産、その後の倒産、東京一部上場の大手金融が、都市銀行がこんな形で倒産するといふことは恐らく考へられなかつた事態であらうと思ひます。あと、大建設会社の経営危機。

例えば、山一なり拓銀が倒産したときの状況は、御案内のとおりであります。最大の問題は、預金者の預金を守れるかという問題でありました。今は仕組みによつて守つておりますが、それが、これから恐らくしばらく後には、千万を超える預金保証されないという時代が来る。そうしますと、大建設会社の倒産にしろ、その倒産にしろ、物すごい多数の、会社と取引をした債権者が支払いを受けられない。社会的な大混乱を起すわけでありませう。

ここまで非常な激動といひますか、会社法制度にとつても激動の今日の日本の資本主義の状況から見ますと、最後のよりどころ、資本金、資本準備金、一定の割合で利益準備金を積み立てるという商法のこの原則は、こんな状況だからこそ維持し、むしろ強化しなきゃならぬのじゃないか。そういう局面に今日の日本の経済が、大きな企業、中小もそうでしょうが、置かれてるんじゃないかと私は思ひます。

一九六〇年代、七〇年代、八〇年代の前半、バブルの時代、右肩上がり、高度経済成長で、企業は大きくなるものだ、資本は大きくなるものだ、そういう神話がまかり通つていた時代であるならば、私は、商法が求めた資本充実、維持の原則というのは、こんなものではなくたつて会社は大きくなり、資本はおのずと充実し、会社債権者の權益を害するようないふことは考へられないんだといふことで通つてきたかもしれない。

しかし、九〇年代以降、こんな状況が目の前にあるからこそ、百年前の商法の基本原則、有限責任である、そして一番大事なのは資本の充実と維持なんだ、会社取引債権者を守ることなんだといふ、この原則はむしろ強化しなきゃならぬ、そう

いう客観的な状況に今入っているんじゃないか。ところが、こういう局面において、提案者の方は、本当に目先の利益だけでしよう、しかも、今の会社経営陣の目先の利益でしよう。競争に勝ち抜きたい、結果としてROEを高めたい、そんな、本当に目先の考えでこの一番大事な原則を投げ捨てる、資本準備金に手をつける、そして無制限に自己株式を取得できる、そして保有しているでも売却できる、消却ももちろんできる、そんな法制に転換するということは、私は全くもって時代錯誤だと思ふんです。

それで改めて聞いているんですよ。資本充実、維持の原則を、今日の日本の経済情勢のもとで、株式会社を取り巻く情勢のもとで、提案者はどう考えているのか。目先の短期的な、ことし、来年の株価をどうするかという観点でこの大事な原則を覆してもいいのか、そこを聞いているんです。

〔委員長退席、奥谷委員長代理着席〕

○漆原議員 改正案では資本充実の原則を排斥したというふうな委員の考えのようでございますが、我々は、取得原資については基本的には現行法と同じであるし、今回の改正作業に当たっても、資本充実の原則に十分配慮した、いろいろなところでいろいろなことを配慮した、そして今回の法案をつくり上げた。したがって、資本充実の原則というのは維持をしていかなければならない、この考え方は我々も同じでございます。

○木島委員 どうも根本的な認識が違ふんじゃないかと思ふんです。

時間も迫っておりますから、それでは次に、弊害の部分について伺いをいたします。

これまでの商法が自己株式取得を原則禁止してきた、そして、拡大はされつつあったとはいえ、一定の自制をしてきた、歯どめをかけてきたやばりもう一つの大きな柱が、証券取引の公正という問題だったと思うんですね。株式相場の操縦、それからインサイダー取引だと思ふんです。

すが、端的にお伺いしますが、今回、こういう自己株式原則解禁という仕組みを持ち込む、そしてそのかわりに証券取引の面でこの二つの弊害を防止する新たなつけ加わる規制というのはどんなものなんですか。

○小池議員 御指摘のとおり、今回の商法の改正、すなわち金庫株の解禁でございますが、証券取引法の改正で具体的に三つございまして、まず一つには、自己株式の売買の際の相場操縦のおそれがあるということから、自己株式の取得または処分の際に一定の要件を遵守すべき旨を定める規定の新設がございまして、これは、アメリカのセーフ・ハーバー・ルールなどを参考にいたしまして、検討の上、内閣府令として規定をするという方向になっております。

二番目が、自己株式の取得または処分にかかわります決定をインサイダー取引の重要事実として規定をする。この部分は、これまで自己株式の売買ということとはなかつたわけですから、重要事実として加えるということでございまして、

三点目は、ディスクロージャーの強化ということに当たるかと思ひますけれども、現在は三カ月ごとに提出させております自己株券買付状況報告書、これを一カ月に短縮するということ。

この三点を柱にして証券取引法の改正をいたしますが、それに加えて、もちろん証券取引等監視委員会により監視、取り締まり等々の一層の強化ということも考えております。

以上です。

〔奥谷委員長代理退席、委員長着席〕

○木島委員 アメリカのセーフ・ハーバー・ルールのお話がありました。

金融庁をお呼びをしております。

アメリカでは、自己株式取得が原則解禁、そしてそのかわりにSECがきつちりとルールをつくって株式相場操縦やインサイダー取引を防止するという仕組みがつくられているとお聞きをしておりますが、セーフ・ハーバー・ルールとはどういふものなのか、これも大事なところですから、

きちつと答弁をいただきたい。

○三國谷政府参考人 アメリカの相場操縦防止、インサイダー取引規制でございますが、アメリカにおきましては、一九三四年の証券取引法におきまして、基本的には、相場操縦または欺瞞的な策略もしくは術策を用いること、こういうことを違法としております。これは一般的、包括的な規定でございます。

この下にSEC規則がございまして、通称10b-5というのがございまして、これも要すれば、「いずれかの者に対して詐欺もしくは欺瞞となりまたは詐欺もしくは欺瞞となるおそれのある行為、慣行または業務方法を行うこと。」これに基づきまして相場操縦及びインサイダー等の実際の規制をしていくと承知しております。

この規制のもとにおきまして、一つ、10b-18というのがございまして、そこに適用除外、セーフ・ハーバー・ルールの規定があるわけでございます。そこにおきまして、一定の要件等を掲げまして、そういったもののある程度該当するものであれば、そういったものを理由として違法とすることはしない、こういった形で規制していると承知しております。

○木島委員 非常に大ざっぱな答弁しかされませんでした。

いろいろあると思ふんですよ。単一のブローカーによる取引とか、一日の取引の開始の時期と取引の終了の時期は取引しちやいかぬぞ、第三者による値つけといひますか、取引価格以下での価格を設定しろ、いろいろあると思ふんです。

私の方に、与党の方から「米国のセーフ・ハーバー・ルール等をも参考とし、以下のような内容を基本として、内閣府令を策定する。」というので五項目あるんですが、例えばその二つ目のところをちよつと読んでみましたら、「証券取引所の取引終了時刻の直前三十分間以外の時間に自己株券の買付けを行うものとする。」アメリカのセーフ・ハーバー・ルールは、毎日証券取引が始まるその出発点のところもだめだ、出口もだめ

だ、両方ふさいでいるんですが、私のところに渡っている内閣府令の概要は、入り口は規制しない、出口だけだ、こういう違いが現にあるんですね。今金融庁はそういう答弁全然しませんでした。

ですから、私は、えたいのわからないような内閣府令ではしつかりした審議できないと思ふんです。それで、一番肝心かなめのところでありまして、ぜひ当委員会にアメリカのセーフ・ハーバー・ルールの細かい点まできちつと全文、そして提案者が考えている内閣府令の中身全部。府令ですから、当然法律ができてからつくられる、そういう理屈はわかっていますが、私はこの法案は反対であります、仮に成立したときにどんな内閣府令をつくらうとしているのか、アメリカのセーフ・ハーバー・ルールとどこが違うのか、その違いはどういう意味を持つのか、やはり一つ一つきちつと精査しなきゃいかぬと思ふんですね。提案者、ありますか、そういうもの。出していただけませんか。

○小池議員 今御質問の中にもありましたけれども、海外の法制の例、そして過去の判例等々、また市場関係者から現場の状況なども聞いて、しっかりとしたものをつくつていかなければならないということ、検討を続けていくということだけお伝えしておきたいと思ひます。

○木島委員 検討を続けていくという答弁だけで、私どもは、はあそう、じゃ結構です、おつくりくださいというのでは、白紙委任であつて、国会としてはまことに無責任きまりない。こんな態度を法務委員会が許していたら、立法責任問われると思ふんですよ。

肝心の中身についてちゃんと精査をして、こういう内閣府令が絶対つくれる、それは法務大臣だけじゃなくて内閣としてそういう府令をつくりましようという明確な答弁があつて初めて、ああそういう株価操縦の心配はないんだ、インサイダー取引の心配はこれでチェックできるんだということになると思ふので、私は今の答弁じゃと

でも納得できないですね。

何か答弁したいようですか、金融庁。

○三國谷政府参考人 例えば取引の開始の問題等につきましても、日本の場合には板寄せがある、アメリカの場合にはそういういたものがない、そういった違い等の実態に着目しているわけでございますが、いずれにいたしましても、きっちりとしたものをつくってまいりたいと考えております。○木島委員 決意表明だけじゃ全然だめですよ。そんなものでこれを認めていたら、やはり立法不作為問われますよ。

どういうルールをつくるか。それは、法律、政令、省令あるでしょう。取引所の規則だって私はいいと思うんですよ。そういうルールをしつかりつくることと、もう一つの大事な勘どころは、それが実効あるかどうかの取り締まりの体制、アメリカでいえばSEC、日本でいえば証券取引等監視委員会がどういう体制を持つかということだと思ふんです。

午前中、同僚委員からも指摘がありました、ふやしたいという希望表明は先ほどありました、希望表明だけじゃだめなんですね。新聞報道等によりましていろいろそこは指摘されているわけでありまして、数字はもう必要ないと思うんですが、地方の財務局に配置した職員も含めて日本の場合には約二百五十人、アメリカのSECは三千百人。

今、率直に言つて、政府・与党は行革を進めていますね。公務員の数四分の一を切り捨てる。そういう流れの中で、幾らかの法務委員会が証券取引等監視委員会の職員をふやしたいというような希望の表明を提案者から出されたって、これは政府の行革基本計画の根幹にかかわる問題ですから、それは変えるんだという確証がなければ、それは絵にかいたもちになる。逆に言うと、だまされたことになってしまう。そんな言葉を信じて、ああ結構ですよといつて通したら全然ふえなかったなということになれば、やはり立法府の責任が問われる、そういう問題だと思ふのです、体制

というのは。どうでしょうか。

○相沢議員 金融庁は答えにくいかもしれませんが、私が申し上げますが、ちよつと正確な数字を覚えておりませんが、出発当初から毎年、証券取引等監視委員会の定員は、全般的な定数削減の態勢の中で特別に配慮をもらひまして、ふえております。平成十三年度は十二名だったか。それ少ないとおっしゃればそうかもしれませんが、しかしそういうことでありますから、今後も、そういう体制を固めるということについて私どもも同じような考え方を持っておりますし、また、我々も金融庁をバックアップして、そういう体制を強化することに努力したい、このように考えています。

○保利委員長 時間が参っております。

○木島委員 はい。時間が参りましたから終わりますが、ぜひ、セーフ・ハーバー・ルールのすべと、そして提案者が今検討されております内閣府令の全部を、理事会協議を経てこの委員会に提出されることを委員長にお願い申し上げます。質問を終わります。理事会協議やっていただけですか。理事会協議やってください。

○保利委員長 私は、コメントはいたしません。

○木島委員 終わります。

○保利委員長 次に、植田至紀君。

○植田委員 社会民主党・市民連合の植田至紀です。

きょうは、金庫株解禁に係る商法改正の議論でございますけれども、ちよつと冒頭の時間をおかりいたしまして、違う案件で法務大臣にお伺いしたいと思ひます。

といひますのは、六月一日に大阪地裁で、いわゆる在外被爆者の差別的取り扱いにかかわつて憲法違反のおそれがあるといった、政府にとつてみれば厳しい判決が出されたわけでございます。

恐らく法務大臣もこの要請書はお読みだろうとは思ひますけれども、ここに、端的にそこでの裁判長がおっしゃったことが引用されていますけれども、「被爆者援護法も社会保障と国家補償の性

格を併有する特殊な立法といふべきものである。」

「さらに、同法が被爆者が被つた特殊の被害にかんがみ被爆者に援護を講じるといふ人道的目的の立法であることに照らすならば、我が国に居住も現在もしていない者を排除するという解釈を導くことは困難といふのはない。」被爆者援護法は、被爆者が今なお置かれてゐる悲惨な実情に鑑み、人道的見地から被爆者の救済を図ることを目的としたものであるから、「同法の根本的な趣旨目的に相反するものといわざるを得ない。」「解釈に基づく運用は、日本に居住している者と日本に現在しかしていない者との間に、容易に説明しがたい差別を生じさせることになるから、憲法十四条に反するおそれもあり、」ということとで、被爆者の人権尊重を第一に掲げた上で、この間の政府のありようといふものを、言つてみれば厳しく否定したわけでございます。

このことを踏まえまして、そんな難しいことをお伺ひするつもりはございません、何か言質をとろうといふようなことを聞くつもりはございませんが、これは法務大臣としてもお答え可能だと思いますが、まず、そもそも被爆者援護法を人道立法として御認識かどうかということについて、今紹介いたしました判決文も念頭に置きながら、御答弁いただければと思ひます。

○森山国務大臣 被爆者援護法の目的は、その前文にありますように、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊な被害であることにかんがみ、保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じることと書いてございます。そのようなことが目的であるといふふうに承知しております。

今先生がおっしゃいましたような、人道的な見地からの救済を図るのではないかと御質問だったかと思ひますが、もちろん、このような法律をつくりましたときには、人道的な、より広い気持ちで何とか援護したいという気持ちがあるが、法律上あつたといふことは確かだと思ひますが、法律上の目的といふことになりまして、今申し上げたよ

うな法律の前文にあるとおりだといふふうに考えます。

この法律を残しながら私も所管しておりますので、これ以上のことを申し上げるのは控えたといひ存じます。

○植田委員 いずれにしても、人道的な法律ではないといふことは言えないわけですよ。だから、人道立法として事実上認識せざるを得ないわけでございますから、そのことがいみじくも判決に出ておつたわけですから。

参議院の方でもこの種の議論があつたかに聞いていますけれども、この判決の中でもう一つあつたのが、通達を法律の上位に置いたらあきませんよという、いわば通達行政への批判であつたかと思ひます。そういう意味で、ここでは、当事者の方々も、少なくともこうした法文の明文規定によらないで通達・本で行ふことの合理的根拠を一切判決では認定してないというのが今回の地裁判決の特徴だらうと思ひます。

これは決して専門的な質問ではないと思ひますが、常識的に、法律の上に通達があるわけはありませんから、そのところはいいかでございますか。やはり通達の上に法律があると理解するのがごく普通だと。専門的質問ではないと思ひますので、よろしく願ひいたします。

○森山国務大臣 通達は法令の解釈や運用方針等に関する示達事項などを内容とするものでありまして、通達が法律の上になつては明らかでございます。

この案件における法律と通達との関係につきましては、ちよつとその訴訟の場での争点となつていふわけでございますので、ここで詳しく申し上げます。この通達ではないといふふうに思ひますが、訴訟では、この通達について、この法律の趣旨を確認し、それに基づく事務取扱方法を指示したものでございまして、通達で権利を制限したものでないといふ主張してるところでございます。

○植田委員 その二点だけまず確認させていただきますので、まあ言ひたいことは、私としてはのど

から出かかっておるわけでございますけれども、改めて、そこは大臣としてのお立場を離れたところで、今回の判決、またこうした実際の当事者の方々のそうした思いを受けとめられる中で、今どうした心情でいらつしやるかということをやはお伺いせざるを得ないわけでございます。

私が今のところ出かかっていることを聞いてしまうと、今厚生労働省とも相談しておりますというところになるかと思っております。そういうやばなことを聞くつもりはありませんけれども、今回、例えばハンセン病の場合でも、私ども、そうした判断については非常に評価しております。ハンセン病とか結核とか原爆の被害者、それぞれ、どれが一番しんどくて、どれが一番しんどくはないかなんというところはわかり得ないわけでございます。ただ、原爆被害者の場合、特徴的なことを申し上げれば、これは治す薬がありませんから、死ぬまでつき合っていかなきゃならない、その被害と闘っていかなければならない、そうした被害の特徴ということも十分御承知されておられると思います。それから、そうしたことも含めて、印象なり思ひで結構でございますから、大臣の今の御心情をお話しいただければと思います。

○森山国務大臣　まず、大阪地裁の判決については、国の主張が一部認めていただけなかったことは残念だったと思っております。

しかし、私自身といたしましては、先日、原告の方にも、ちょっとですがお目にかかる機会もございました。被爆されたことについては、大変お気の毒なことであつたというふうに思っております。

○植田委員　お気の毒であつたと。それは当然お気の毒でございます。もうそれ以上申し上げませんけれども、そのお気の毒であつたところから思いが発するのであれば、やはり控訴を断念していただくということも、頭の中に常によぎっておられるだろうと推察だけはさせていただきます。結果は出ることでしようから、その点だけは、私の思いとして、そうした方

向で御決断、御判断されるように、この場をおかりして強く要請をしておきたいというふうに思っております。

以上で結構でございます。お手数をおかけいたしました。

それで、次に、例の金庫株の話に入りたいと思つておられます。米週も私は時間をいたしたいので、きょうは、言つてみれば提案者の方に御教示いただきたいということで、私なりに、まずはこの法案の認識を新たにしたいという意味で、そういう形で質問を幾つかこしらえてみました。

そして、特に技術的なこと、またやや個別、各論に突つ込んだような話については来週また、私が希望したわけではあります。社民党では法務委員は私しかおりませんので必ず私が出なきゃならないということでございまして、日々いろいろな、畑違いのことでも勉強させていただいて非常にありがたき思っております。今回も、相変わらずインターネットで金庫株というのいろいろと検索して、まず資料を渉猟するところから始めるんですが、経団連のある方が、今回の金庫株解禁について、経済界は以前から金庫株を解禁してほしい、つまり企業が自己株式を購入、保有できるようにしてほしいと要望してきました。特に最近では、企業同士が保有し合つてきた株を売却する持ち合い解消の動きが株式市場で売り圧力になり、株価を圧迫しています。金庫株はその受け皿となり、株価を安定させる効果が期待されます。

恐らく、そうした財界からの要請というものがあつたということは事実としてあつたでしょうから、やはり、趣旨説明の中での、現在の社会経済情勢ということの中には、この金庫株の解禁というものが低迷する株価に対して幾ばくかの効果をもたらすであろう、言つてみれば株価対策の一環の中には位置づけられる、そのことを全否定することはできないだろうと思つています。

ただ、私自身は、ではこれが証券市場の活性化に大いに有用かどうかということについては疑問

を持つております。それは後でお伺いもいたしましすけれども、そのことを差しおいてまずお伺いしたいのが、では、この間の株価の下落の要因、原因、そうしたことについてはどういふふうに御認識されているのか、提案者の方からお伺いいたします。

○相沢議員　御案内のように、株価は、かつて東証の平均株価三万九千円が三分の一まで下がつたという状況で、低迷をいたしております。

その原因はいろいろあるかと思つています。恐らく、これ一つが原因だということは株価に関して言えないんだけれどと思つて、一つは、やはりバブルがはじけたということ。結局、地価の異常な上昇を中心として盛んな投資が行われる、エキサイトファイナンスが拡大される、こういうような情勢が、金融の引き締め、特に不動産に対する総量規制という極めて厳しい金融引き締め措置置が一つの大きな引き金となつて地価の暴落が始まつた、それが、一つの大きな原因じゃないかというふうには私は思つております。

それから、結局、それが金融機関の持つ債権を不良化させる最大の原因の、つだというふうにして思つておりますけれども、その不良債権がふえてくるに従ひまして、それを整理する。現在また、不良債権の整理を二、三年の間にやれ、直接償却を含めてやれということでもって、銀行に対してかなり厳しく指導が行われている。このこともやはり、不良債権の処理を通じて企業の破綻を招来する、それがまた従業員を吐き出す、雇用の不安定を招く、完全失業率の上昇を来す、こういうことにつながつて来ている。

それからもう一つは、そういうことも含めまして、景気の先行きに対して非常に不透明な感じをみんな持つておる。これは国内もそうだし、外国から日本を見る目もそういう点にある。したがって、最近では、この十カ月ほどはかなり外資も入つておりますけれども、ひとつのような情勢ではございません。現在でも外資の東京市場におけるシェアは恐らく四〇%から五〇%になつてい

ると思つておりますが、その動向が大きく株価に影響を及ぼすというふうなことで、いろいろな要素が絡まつていると思つております。これ、一つが原因だというふうには私は言えないというふうに思つておる。でございますが、繰り返しますけれども、やはり、将来の景気情勢に対する不透明感、お互いに経済の先行きに対して自信が持てない、こういうところが一つ大きく影響しているというふうにして思つております。

○植田委員　今御説明いただいたとおりだろうと私も理解するわけですが、その結果、実際の株式市場の現状に対して企業の発行済みの株式が多過ぎるんじゃないかということ、やはり直接の要因の一つだろうと私は思つておる。要するに、その一部が持ち合いになつて市場で流動化しない、それで残りの部分だけで株式の需給がなされている。さらには、それで株価水準が形成されてきたら、ますます下落の要因としてそれが回つてしまふと思つておる。

そのことを考えるのであれば、今回のこの金庫株という話もありますが、株価対策ということでは政策として考えるのであれば、まず、それぞれが過剰な株の数というものを、株を整理するといひますか、減らす努力をすべきなんじゃないのかなというふうには私は素朴に思つたんですが、その点はいかがでしょうか。

○金子（一）議員　今回のこの金庫株なんですけれども、株価対策という観点から考えれば、売却をさせるといったような、何か別の観点、法案というものがまだあつたのかもしません。

ただ、そうじゃなくて、私たちは同じことを言つておるんです。本来の目的は、企業がいろいろな産業再生を行つていますよね。株を交換するとか、合併のときに相手方に自社株を渡すとか、こういうことが行われるわけですね。産業再生法と俗に言ひます。このときに、同じことだと申し上げましたのは、今の法制度ですと、株が過剰だ、過剰だと議員からまさに御指摘いただいておるとおり、さなきだに株が過剰なのに、産業再生

が行われてきますと、それを実現するためにまた新たに株が発行されるという状況が今現実になっている状況、今の置かれてある状況なんです。

ですから、株式を交換する、企業が合併再編をするときに、新たに発行するなんというんじやなくて、現在ある株というものを、持ち合いであろうが市場であろうが、既にある株を有効に利用していこうというのが今回の目的でありまして、最大の目的は、株価対策というよりは、午前中からずうっと申し上げているのでありますけれども、産業再生等を有効に、企業が持っている不動産とか現金とか株といったようなものを総合的に有効に使わせていこうと。

強いて言えば、副次的に確かに株価対策になるということとは、もちろん否定しません。それは何でかといいますと、企業が再編を一生懸命やろうとしている理由は、当然でありますけれども、企業の収益力を向上させるからやるのです。向上させるためにやっているわけです。

したがって、株価というのは、基本的には、相沢議員からもお話をしましたように、企業の将来性ですとか将来における収益性といったようなものが一番の尺度だと思っておりますものです。それから、そういう再編が円滑に行われることによって、収益の向上を通じて株価が上昇していく。だから、株価対策、直接の対策ではありませんが、副次的にはそういう効果を持つてくるのは当然だと思っております。

○植田委員 いろいろな新聞を検索していても、やはり提案者としては、株価対策として今回の法律を出すんだというふうに印象づけをされるのは非常に本意ではないということなんですか。

ただ、いずれにしても、今の御説明を伺っていますと、今回の金庫株の解禁というものが、副次的であるのかは別にいたしまして、株価の下落対策として有効かどうかということについては、さほど効果はないだろうという御認識はなさっております。買い上げれば需給関係が一瞬改善されるでしょうけれども、長期的に見て、そ

ういう対策としてこれ考えることは余りできないだろうなという御認識だろうというふうに理解いたしました。

そこで、実際、発行株数が過剰になって、それをどういうふうにか減らしていこうかという問題意識でちよつとお伺いしたいわけですが、八〇年代にエクイティーファイナンスがどんどんやられて、大量に転換社債が発行されて、それが株価の高騰のときにどんどん株に買い換えられたという中でやはり過剰になったんだと思うわけなんです。もちろん、過剰の定義が何だと言われればちよつと私も困るわけですが、

ですから、そういうことが過去にあったということ踏まえて、まず大量のエクイティーの消却をやつて発行済みの株式を減らす、そういうことが必要になってくるのかなというふうに思うわけです。

というのは、私がこだわるのは、一番冒頭に紹介いたしましたように、明確に財界からは、金庫株は株価が安定する効果が期待されますということとで、そういう思いでの要請はあつたはずでしょうから、そういうことで今回、株価対策とこの金庫株はリンクはしているわけですから、そういう部分を考えるのであれば、例えば今申し上げたような、発行済みの株式を減らす、そういう方法も考えられるんじゃないかと思うわけですが、その点についての御見解はいかがでしようか。

○金子(一)議員 二つ植田議員と共通の認識にしておきたいのですけれども、私、申し上げたのは、産業再生等々を通じて企業が収益力を上げられるとします、そのことによって期待株価というのとは上がってくるでしょうね、これが一つです。

それからもう一つは、需給という側面に着目して、会社が今市場に流れている株というのを買って取る、この点については非常に一時的な話だと思ふのです。しよせん、収益性がその企業になければ、一時的に需給が改善されましても、収益性が

認められなければ、何だこの会社はと、これは需給なんて意味をなさない。そういう意味で副次的だということをお願いいたします。

それから、確かに御指摘のとおり、九〇年代、バブル期のエクイティーファイナンスの過剰発行というのは我々も認識しております。したがって、これをどういふふうにか処理してもらふのか。もう既に申し上げましたとおり、消却特例法というものを国会でも用意して、そしてそういう環境をつくつてまいりました。

残念ながら、これは我々の立場でありますけれども、期待されたほどの企業が消却をまだ行われていないという状況。私たちはそういう目で、むしろ本当はもう少し消却をという期待は持つておりますが、会社経営上、そういう資本を配当に回していくのか、あるいは他の有効な次の成長分野への投資というのでしようか、それに回していくのか、それはそれぞれの企業が判断することでありますから、私たちがとかく言うことではないと思っております。しかし、方向としては、そういういづれの方法によつても、必ずしも消却しな

くたつて、それがよりパフォーマンスのいい分野に、つまり成長分野にどんどん投資されていけば、それは多少株数数がその会社にとつて多くたつて、それに匹敵する、それに値する収益分野をきちんとつかんでくればいいわけですから、一概に数を減らせばいいということでは決してないんだと思っております。

○植田委員 私がずっと聞いた認識が共有できるだろうと思うのですけれども、要は、私は、株価対策としての今回の金庫株の問題はどうなんだろうかという入り口の部分で、そういう問題意識できょうはちよつと組み立ててみたわけです。ですから、例えば効果がでないでしようと言つたら、それは副次的な話だ。それは非常によくわかるのですが、今回株価対策としてのいうまづ言葉つきにお伺いさせていただきますと、例えば、銀行株についてはやはり大変逆効果になるんじゃないかという声もお伺いします。要するに、自社

株を買い取るとその自己資本比率が少なくなつてBIS基準にひつかつてきやしないかというようなことになってきて、逆にそういうことをしてしまうと、基準をクリアするのが相当困難になってくるんじゃないかということが指摘もされておるわけですが、特に銀行株にかかわつて、今のそうした声に対してどういふふうな御認識をお持ちか、お伺いしたいと思ふのです。

○金子(二)議員 植田議員御指摘のとおりだと思っております。したがって、銀行は、残念ながら、自社株消却といったようなものが自己資本比率を維持しようと思つて非常にやりにくい状況ではあると思っております。

ただ、銀行、金融界もいろいろな形で組織再編というものは彼らとしてもまだあり得るわけなんです。四大グループ云々言つていますけれども、まだまだ多くの話があるでしょう。したがって、単なる、買つて自己資本比率が下がつてしまつて、今度の金庫株については、目的を制限せず、に、ストックオプションでも、それから今の産業組織に伴うものでも使えるわけでありまして、そういう意味で、私たちが主張している当初の産業再編の中で必要があれば金融機関も使われるのではないかと考えております。

しかし、自己資本比率という観点に着目すれば、ずっと保有し続けられたい議論からいえば、もう議員御指摘のとおりだと思っております。

○植田委員 時間がありませんので、あと二点お伺いしたいわけですが、実は、監視体制にかかわつて幾つかお伺いしたかったのですけれども、さきの木島先生が、大体のあらかたの問題提起を時間オーバーして展開されましたので、そこは私の方は残念ながらしよらせていただきますが、金庫株を解禁した場合の最大の監視システムというのは、やはりそれは株主総会だろうと思ふわけです。ただ、私のように株を全然持つてへん人間でも、株主総会というもののイメージ、例え

は、開会して三分でおしまいの株主総会というのもよけあるわけですね。

そういう意味で、提案者の皆さん方からしてみたとときに、今の我が国の株主総会が、経営者の例えは不当行為を十分監視する能力というものが十分あるのかということについて、非常に私は疑問を持っておるわけですが、それは十分あります、今の体制で大丈夫ですということは、言い切れるんでしょうか。その点の御所見、お伺いいたします。

○金子(一)議員　ここに在る議員もみんな株主総会へがらん出たことがないものですから、そういう意味で、植田議員と同じ立場かもしれせん。ただ、やはり株主総会というものが、経営者の保身に今の金庫株を使ったのかどうかということのチェック機能というものを果たす、やはり最大の場所だと思っています。

それから、これから国会に出てまいります、既に提案されておりますけれども、株主代表訴訟というものも大きな、株主にとつてのいわば監視、チェックシステムになっていると思つてゐるんです。

このことは、もうこれだけ情報が発達し、マスコミが発達し、そして先生もすべてインターネットで、金庫株とは、経団連とはという情報が今とれる時代でありますから、経営者が、取締役会がどういふふうに使つたのかということについては、もう手にとるやうにわかるわけでありますから、株主総会が、もう一分、二分、はいしゃんしゃんという時代ではありませんし、問題があるのに、はいしゃんしゃんとやるやうな企業は、経営者は、すぐにアウトになると思いますし、そういう会社というのは、必ずおかしくなつていくだろう。

少し言い方が度が過ぎましたけれども、株主総会というのは、それなりの監視機能というのをきちつと果たしていけるものと思つております。

○植田委員　十分果たしていけるということと、その後で聞こうと思つておつたんですが、株主代

表訴訟にかかわつても言及されました。その点については、来週時間をいたしておりますので、特にこの部分については、上目もありますので、準備して、改めて、それらの正当性がどれだけあるかということについて、やや具体的にお伺いできればと思つております。

きようは、以上で終わります。

○保利委員長　次回は、来る十二日火曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十三分散会

平成十三年六月二十二日印刷

平成十三年六月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

D